

多額 ダガク
直接國稅 チヨクセツコクゼイ
中 クチ
一人 イチニン
互選 モセイ
選セシヤン
是コレ
七箇年 しちかねン
一定 イッティ
公選 パクゼン
四箇年 シカネン
歲出歳入 サイシユツサイフ
豫算 ヨサン
議定 キテイ
提出 テイシユツ
外ホカ
各オノ
協賛 ケツサン
後ノチ
成立 セリフ
各オノ
得ウ
文書 ブンショ

二、語句

「國務大臣」——憲法五十五條に「國務大臣は天皇ヲ輔弼シ、其ノ責ニ任ス。凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス。」とある。故に國務大臣は君主の大權行使を輔弼し、また國務に關する詔勅に副署するにある。こゝに「輔弼」とは天皇に對し意見の存する所を述べ、以て正當に輔導し奉るといふ。而して其の輔弼宜しきを得ざる場合には其の責任を免ること出來ないのは勿論である。「副署」とは御名に副へて署名することである。故に法令・詔勅等總べて御名によつて大命を發表されるときは大臣は必ず之に副署する譯である。蓋し副署は君主の行爲たるを保證する所以なのであらう。「輔弼」——天皇に對し意見の存する所を述べ・以て正當に輔導し奉る意味。「親裁」陛下親ら裁決し給ふこと。「萬機公論に決する聖旨」——所謂五箇條の御誓文中に見える聖旨の一つである。即ち「廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ」といふのがさうである。こゝに「萬機」とは萬の政事の意味である。「貴族院は五種の議員を以て之を組織す」——これは大正十四年五月勅令第一七四號によつて、「(一)皇族。(二)公・侯爵。(三)伯・子・男爵にして同爵中より選舉せられたもの。

(四)國家に勳勞あり又は學識あるものより勅任せられたるもの。(五)帝國學士院の互選に由り勅任せられたるもの。(六)北海道各府縣に於て土地或は工業・商業に付多額の直接國稅を納むる者の中より一人又は二人を互選して勅任せられたる者。」といふやうに改正された。「第三種・第五種の議員の任期は七箇年とし、其の他の終身とする。」——之も「第三種・第五種・第六種の議員の任期は七箇年とし、其の他の終身とする。」といふやうに改正されたのである。「衆議院は一定の選舉資格を有する臣民の公選したる議員を以て組織し、議員の任期は四箇年なり。」——これは大正十四年五月法律第四七號で次のやうに改正された。

- 1、帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者ハ選舉權ヲ有ス。
 - 2、帝國臣民タル男子ニシテ三十年以上ノ者ハ被選舉權ヲ有ス。
 - 3、左ニ掲タルモノハ選舉權及ヒ被選舉權ヲ有セス。
- (1)禁治產者及準禁治產者。
- (2)破產者ニシテ復權ヲ得サル者。
- (3)貧困ニ因リ生活ノ爲公私ノ救助ヲ受ケ又ハ扶助ヲ受クル者。
- (4)一定ノ住居ヲ有セサル者。
- (5)六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者。……等。

4、華族ノ戸主ハ選舉權及被選舉權ヲ有セス。陸海軍軍人ニシテ現役中ノ者及ヒ戰時若クハ事變ニ際シ召集中ノ者等モ同シ。

5、選舉事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域ニ於テ被選舉權ヲ有セス。

6、其の他。

「法律」——廣義では、主權者の認定又は制度した人類の共同生活の規則。狹義では帝國議會の協賛を經て制定された規則。「歲出・歲入」——一會計年度に支出すべき一切の費用を歲出といひ、一會計年度に於ける一切の收入を歲入といふ。(會計年度は我が國では四月一日から翌年三月三十日までの規定である。)「豫算」——國家又は地方團體が、次の「一會計年度間の收入・支出を豫め計算したもの。國家の豫算は各省大臣の提出する各概算書に基いて大藏大臣之が總概算書を作成して之を内閣に提出する。議會は之を議決し、裁可を經て公布される。かくして行政官府はその範圍内に於て會計法の規定に従ひ、收支をなすのである。「議定」——評議して事を定めること。「豫算案」——議會に提出してまだ議決を経ざる豫算。案とはまだ實施するに至らないけれども、既に出來上つた文書をいふ。「政府」——一般に政府といへば、行政機關即ち行政官廳でなく國務大臣である。我が憲法上、所謂政府は天皇の下に於て、帝國議會に對し、種々交渉作用をなす機關を指稱する。而して此の機關は國務大臣より外に存することない。若し國務大臣が行政官廳として作用するときは、各省大臣

といひ之を政府といはない。されど政府といふ語は種々の意義を有して居る。即ち立法の府を帝國議會とし、司法の府を裁判所となすに對して、行政の府を政府といふ。また政府とは國家又は國庫の義なることもある。また政府とは或行政官廳を指稱することもある。「協賛」——其の議に與つてたすけなすの意。帝國議會が天皇の國家行爲に、事前に同意すること。すべて法律及び豫算の制定には必ず議會の協賛を要する。協賛を得なかつたなら法律及び豫算等は成立しないのである。「裁可」——天皇が親ら意志を決定して表示し給ふ行爲。これによつて法律・命令が成る。議會で議決した法律案も、裁可がなければ法律とはならない。通常案之に御名を署し、御璽を銘せられるを其の形式とする。「上奏」——文書を天皇に捧呈して其の意見を申上げること。貴族院・衆議院の上奏には、儀式上のと、政治上のと二つある。甲は祝賀・弔傷の表詞を奉呈する如きをいひ。乙は立法・行政等に關し、意見を奏聞するをいふ。「建議」——帝國議會の各議院が立法・行政に關し、政府に或請求をなすこと。即ち或法律案の提出を請求し、又は行政上の或行爲を希望する旨を陳述することで、政府の行爲を批評し、論駁するものでない。勿論上奏とも區別がある。「請願」——こびねがふこと。請願は日本臣民が憲法三十條によつて與へられた權利である。請願に三種ある。一は行政官廳に提出するもの、二は宮内大臣に差出すもの、三は議院に差出すもの、三である。「下情上達」——下々の情狀を上へ聞達すること。下、國民の意志を、上、天皇並に臺閣に達すること。「聖慮」——主上の思

召。「奉公の赤心」——「奉公」は國家のために働き盡すこと。「赤心」は丹心に同じ。誠實にして偽なき心をいふ。「參政」——人民が國の政治に參與すること。即ち人民が國會議員としての適任者を選舉し之をして政治を討議させるのである。

三、文 章

本文は次のやうな構想になつて居る。

- 第一節——明治天皇と帝國議會の開設。
- 第二節——帝國議會の組織。
- 帝國議會
 - 第三節——帝國議會の任務。
 - 第四節——貴族院及び衆議院の權能。
 - 第五節——議員及び選舉人の心得。

本文は大切な公民的智識に屬する教材であるから十分精讀して明確に其の要點と要領を捕捉し自己の生活にまで化すべきである。

區 分

- 第一時 第一・二節(自百五頁五行至百六頁九行)の學習。
- 第二時 第三・四・五節(自百六頁十行至百八頁十行)の學習。

第三時 全文の總括的練習及び應用。

教 具

帝國議會の掛圖(外部——内部)。

教 法

教授上の注意

一、第一時に於ては、先づ全文を讀ましめて、その全内容にふれさせ、次に各節について、大體次の順序によつて取扱つて行く。

質疑——讀方檢閱——自由讀——内容について問答——誦讀練習。

「注意」第二時に於ても大體第一時に準じて取扱つて行く。

二、第三時に於ては、大體次の順序によつて取扱つて行く。

- 1、自由に一・二回讀ませる。
- 2、内容について問答し、一層深く理解させる。
- 3、思想表現の形式上について問答する。

構想上——叙式上——文體上——其の他。

4、誦讀練習

指名して——また自由に。

5、練習應用。

(イ)漢字書取——(ロ)語句・語法の適用——其の他。

三、練習、應用の際、次のことも是非課する所ありたい。

(1)類似の比較。

(2)類語の比較

系	係	旨	指	侯	候	提	堤	責	貴
統治	統御	親裁	勅裁	聖旨	聖慮	主要	重要	奉呈	進呈
——榮枯	赤心	赤誠							盛衰

(3)次の文語を口語に直さしめる。

しかし、明治天皇は……機關に供し給へり……勅任せられたるものはない……始めて成立するものとす……外ならず……忠實に其の職責を盡すべく……人物を選出せざるべからず

四、本課は私共が國民的生活を營む上に大切な教材であるから、十分精讀して其の要點を確實に

捕捉させるやう注意する。

五、本課は文語體であるから、之を口語に譯する力を附與することも怠つてはならない。

六、本課の内容中、大正十四年五月の勅令で、多少改正された所あるから適當に訂正して授ける
七、教授時數は三時間配當して置いたけれども、若し不足する場合は更にもう一時割く所あつてもよい。

備考

議員選舉に對する國民の心得

立憲政治の根本——凡そ立憲政治の本義は爲政者が國民と共に政治を議するのである。だが國民全體を會合させることは決も出来ないことがある。それで國民に選舉権を與へ、適良なる、代議士を選出させて大政に參與させることにした。故に立憲政治の根

本は一に選舉にありと云つていゝのである。

實に帝國議會の議決は國家の盛衰國民の安危に至大な關係を及ぼすものであるから、之に參與する議員の選舉は最善を盡して選舉し、以て立憲政治の本義に叶ふやうにしなければならない。

選舉者心得——帝國議會の議員を選舉するには自己が國家に對する責任を自覺し、其の有する選舉権を深く尊重して、眞に國民の代表者たるべき愛國賢良の人物を選舉しなければならない。故にその選舉に際しては、先づその候補者たるべき人の人物・識見・節操及び經歷等について最も公正に判断する所なければならない。候補者の人物の高低をも考へず、識見の有無をも察せず、性行の如何をも顧みないで投票をなすが如きは、誤りの最も甚だしいものである。次にまた、選舉するに際しては、金錢・物品其の他の利益のために本心を枉げたり、他人に強ひられて自己の所信を變じたり、權勢に屈して自己の主義をまげたり、親戚知己の故を以て節操を棄て、賤劣・貪汚の瀆職議員を選出したたりするが如きことも決してなきやう注意しなければならない。若しこれあ

るとせばいづれも選舉の本義に背戻するのである。殊に選舉權は最も尊き自己の權利であるから必ず之を行使し、萬止むを得ざる場合の外は、決してこれを放棄してはならない、小なる石も之を池中に投すれば、其の石を中心として渦が生じ、それが次第に擴まつて池水の全面に及ぶであらう。國勢の汚濁も眞に我が清き一票によつて全體に影響する所も少なくないのである。十分慎まなければならない。

被選舉者の心得——云ふまでもなく、議會は公論を代表し、大政を協賛すべき立法府である。故に議員たるものは、其の職責の重大なことを十分自覺し、常に國家國民の利害を念頭に置いて公論を代表し大政に協賛する所なければならない。苟も其の地位を利用して利益を圖つたり、また選舉人の意を迎へて己が意見を枉げたり、單に選舉區の利益にのみ傾いたりしてはならない。また決して情實や黨派のために左右せられる所あつてはならない。どこまでも公正を保ち公議に賛し、さうして國民の選良たるに愧ぢないやうにしなければならない。この頃の候補者中には、自分が候補者になりたいがために、金を出して頭をさげて頼み廻るものも少なくないが、かうした候補者は候補者としての眞のものでない。さうでなしに、選舉區民からどうか出て下さい、是非承諾を得たいと懇願するところに憲政の精神があるのである。

要するに選舉者も被選舉者も、よく立憲政治の本義を理解し、各其の責任を自覺して、選舉はこれを公正に行ひ、議員はその職責を全うする。これが即ち立憲政治の美を表す所以なのである。

第二十五課 鳥居勝商

要旨

本課は長篠の戰に於て、鳥居勝商の悲壯な純高な犠牲的生活について叙述したのである。隨つてさうした内容を深刻に感味させる所に其の要旨を置く。

教材

一、文字
鳥居 <small>トリキ</small>
天正三年五月 <small>テンシヤウサンノネンゴワツ</small>
計 <small>ケイ</small>
三日 <small>ミツカ</small>
止む <small>ヤム</small>
諾す <small>ダグ</small>
大軍 <small>ダイゲン</small>
二、語句
城外 <small>ジヤウガイ</small>
廻らし <small>メケ</small>
山上 <small>サンジヤウ</small>
上り <small>ノボル</small>
見え <small>マミ</small>
援 <small>エン</small>
明日 <small>ミヤクニチ</small>
大軍 <small>ダイゲン</small>
圍 <small>カコミ</small>
内 <small>ウチ</small>
怒り <small>イカ</small>

「鳥居勝商」——奥平信昌の臣。三十六歳で我が主のため忠節を固く守つて死んだ勇士である。「天正三年」——紀元二二三五年で、今から三五〇年前に當る。「奥平信昌」——もと今川氏の臣であつたが天正元年父と共にそむいて徳川家康に歸服した。勇武の譽れ高く、天正十三年六十一歳で死んだ。「長篠城」——三河國豊橋市の東北約七里なる長篠村にその城址がある。「武田勝頼」——武田信玄の第三子。天正元年兵を擧げて諸國を攻め、勝に乘じて織田信長・徳川家康の聯合軍と戰つて大敗し、天正十年三月、天目山に走り遂に自殺した。「年三十七」「來らん日」——來る日。「來らん」とは「來る」といふ語をゆるやかに言つた話。「らん」はこゝでは未來でも想像でもない。「主公」——主君のこと、

でこそでは徳川家康をさす。「向ひの山」——かんほろが峯。「のろし」——合圖又は警戒のために打ちあげる煙火をいふ。昔は戦によく用ひたものである。「衛兵」——見張をしてゐる兵士。番兵。「水まさにみなぎれり」——「方に」は「さかりに」の意。「みなぎる」は水勢盛で水量の川幅に満ち溢れるばかりであるをいふ。「見えて」「會ふ」の敬語。即ち「ち目にかゝつて」の意味。「之を殺せり」——城に向つて礮にしたのをいふ。

三、文 章

本文に於て第一節は、長篠城の包囲の有様を説き、第二節には城中の危急と信昌の苦慮と、本題の主人公たる鳥居勝商の使命とについて叙したのである。勇士勝商の義心が字面に躍動して居る。第三節は勝商が危い所をのがれて對岸に到着したことについて叙したのである。城の一角に黒い影が一つ現はれたかと思ふと、ひらりと水中に飛び込んだ。繩の鈴がしきりに鳴る。衛兵があちこちに動いてゐる。黒影の運命は危機一髪である。一老兵の鱗と判するによつて、辛うじて虎口をのがれ、黒影が向ふ岸に現はれた云々の所は讀者をして手に汗を握らしめる。第四節は勝商が岡崎に着し、使命を全うしたことについて叙したのである。家康の引き止めるのも聞かず、事急であるからといつて引返すところに眞實の感激がある。第五節は、今一步で城に入らうといふ所で、不幸にも捕へられたことについて叙したのである。勝商が勝頼の利を以て我が意に從はしめようとする甘言に服

するかどうかは、讀者をして懸念に堪へざらしめる所である。第六節は勝商は堅く節操を守つて動かず、遂に敵手にかゝつて斃れたことについて叙したのである。壯士十餘人に取圍まれながら、毫もおそるゝ氣色なく、高らかに其の言ふべきことを言つて、從容として死についた所に勇士の面目が躍如とし動いて居る。何と壯絶、何と悲絶ではないか。

要するに本課は感激の文章である。勇士の純高な犠牲的生活が躍如として動いて居る。深刻に感味する所に読みの眞實がある。

區 分

- 第一時 第一・二節(自百九頁一行)の學習。
- 第二時 第三・四節(自百十頁十行)の學習。
- 第三時 第五・六節(自百十二頁五行)の學習。
- 第四時 全文の總括的練習及び應用。

教 具

日本地圖

長篠の戰地圖

其の他

教授上の注意

一、第一時に於ては、先づ全文を通讀させて、その全内容にふれさせ、次に各節について大體次の順序によつて取扱つて行く。

1、質疑に應答する。

2、読み方を正し、次に自由に讀ませる。

3、内容について問答する。

4、誦讀の練習を行ふ。

自由に――また指名して。

〔注意〕第二・三時に於ても、大體第一時に準じて授ける。

二、第四時に於ては大體次の順序によつて取扱ふ。

1、自由に全文を一・二回讀ませる。

2、内容について問答して一層深刻に感味させる。

3、誦讀の練習を行ふ。

自由に――また指名して。

4、内容の批判を行ふ。

5、練習・應用。

(イ)漢字の書取――(ロ)語句・語法等の適用――(ハ)其の他。

三、語句・語法上については、特に次のことに注意させる。

「のみ」「ばかり」の意味。つまり、そればかりで、それ以外にはないといふ意味。

「ほとんど」「おほかた」の意。尙くはしく言へば「十中八九までは」の意。

「見えて」――目上の人に頬をあはせることをいふ。

「速に降るべし」「この「べし」は「……がよい」といふより少し強い意の「……せよ」「なさい」の命令の意だと思へばよい。

「ん」――は普通未來の意味に用ひられるが、それ以外に、言葉の調子をゆるめる爲に用ひられる。「しむ」「しむ」は「……をして……しむ」の形式をとる。(人をして行かしむ)。しかし時には「：して……しむ」の「して」を略して、たゞ「しむ」だけにすることもある。(人を行かしむ――行させれる)

四、本課は文語體であるから、之を口語になほす力も十分に有たしめるやう注意する。殊に次のものはむづかしいものに屬すから特に注意する所ありたい。

：亦期すべからず 其の使たらんことを請ひ ……幸にして城を出でたりと知るべし

……援軍の消息を示さん あやしみてあらためみんとするに 鱸の繩にふる
るならん さもあらん 一刻も猶豫すべきにあらずとて 諸君憂ふることな
かれ

五、本文は文章の批判力を啓培するに適當なそれであるから、そのつもりで取扱ふ所ありたい。從つて此のために一時位特に割く所あつてもよい。

備考

鳥居勝商の忠節

天正三年、勝頼、奥平九八郎信昌が、三州長篠の城を攻む。東照宮援兵を織田家に乞はせ給ひ。後卷の謀をめぐらし給ふ處に、城中糧既に盡きんとせしかば、此の旨を告げ奉らん爲め、鳥居強右衛門勝商に命じて密に城を出す。鳥居「のがれ出づる事を得ば向のかんほうが嶺に烟をあぐべし。三日過ぎて、又かの山に烟を兩度あげば、後卷なしと知り給ふべし。三度あげなば、後卷あることを知り給へ。」と約しければ、信昌、鈴木七郎を鳥居にそへて遣はす。

五月十四日の夜、城の西なる山の岩根をつたひ、川に入る。寄手、素より大野川・瀧川の水底に繩を張りて、鳴子を懸けたれば、通るべきやうも無し。二人、水練の達者にて川の淺瀬はよく知りつ、小脇差を抜きて、川底を潜り、繩を切つて通りしかば、からかうと鳴りけるを、番の兵ども怪みけるに、其の中に一人、「五月雨には、さて止みぬ。二人は早瀬の下、廣瀬と云ふ所にあがり、かんほうが嶺にて烟をあげ、十五日に岡崎に参りて、しかじかの由を申す所に、信長、其の日岡崎に着陣せらる。鳥居は「信昌尙ほ心もとなくや候ふらん。忍び得て城に入ることを得ば、早後卷候ふべき事審に申さん。」とて引返す。鈴木は「信昌が父美作守貞能に告ぐべし」と鳥居に別れけり。鳥居、かんほうが嶺に上り、相圖の烟三度あげて後、篠原といふ所に行き、忍び入らばやとするに、柵重々に作りて砂をまき、出入の人の足あとをあらためしかば、なか／＼入るべきやう無くてたらひけるを、穴山の手の者

見つけて怪しみて、遂に搦められけり。勝頼、逍遙軒信綱を以て仔細を問はるゝに、鳥居を呼びて「汝が命を助くべし。汝、城際に往きて『信長は上方の軍にて、此の城の後卷思ひも寄らず。』と言はゞ、城兵降参すべし。さらば、汝に厚く賞せん。」と言はれしかば、鳥居乃ち「心得候ふ。」とて城門近く至り、「後卷とて、信長父子岡崎まで昨日旗を出され、先陣は一の宮に陣せり。徳川殿御父子、野田まで御馬を出されたり。此の城運の開かんこと、掌のうちにあり」と言ひければ、甲州の者ども大に驚き、鳥居をひき連れて、勝頼に斯くと申せば、大に怒りて、城に向ひて磔にして殺されけり。

長篠にて勝頼敗北して後、信長を始め鳥居が無雙の忠なることを感じ、作手の甘泉寺に懇に葬られけり。(湯淺常山)

長 篠 の 戰

天正元年七月、徳川家康、武出勝頼に屬せる長篠城(三河國南弘樂郡長篠^竹)を拔き、奥平信昌をして之を守らしめたり。是より先き、將軍足利義晴、密に使を武田晴信に送りて、織田信長の討滅を託せしに、晴信未だ果さずして逝きしかば、義晴は更に勝頼に屬し、北條氏と謀りて其の目的を達せんとせり。勝頼、即ちこれを諾し、且つ、長篠城を徳川氏に奪はれしを憤り、まづ兵を家康に加へんとし、家康援を織田信長に求む。時に勝頼は徳川・織田兩氏の連合軍後詰すと聞き、高祿を以て高天神の城主小笠原長善を誘ひて之を降し、軍を率ゐて國に歸り、尋いで翌三年、二萬餘の大兵を擁して長篠城を圍む。家康、諸將を率ゐて出陣し、信長又之を援け、兩家の兵合して七萬二千餘騎。五月十八日家康は高松に、信長は極樂寺山に陣す。二十日家康酒井忠次をして、萬巣山なる勝頼の後陣を襲はしむ。忠次暗夜雨に乘じて廣瀬川を渡り、廿一日早晩火を敵寨に放つ。信昌之を見て、急に城門を開き、突出して奮戦す。勝頼の兵風靡して大に亂れ、叔父信實死し、祖父山君が伏床久間山等の諸寨皆降る。此の日、信長は家康と謀を合せ、營前に柵を整ち、壘を築き、柵を結び、精兵をして鐵砲數千挺を放たしむ。勝頼應戦し、山縣昌景・小幡貞政・馬場信房・真田一徳等の諸將亦力戦して柵を破らんとせり。されど兩家の銃丸雨の如く下り、死者相繼ぐ。勝頼の軍終に敗れ、晴信以來勝名を馳せたる山縣・内藤・土屋・小幡・真田等皆戦死す。勝頼敗軍を率ゐて甲州に歸る。この一戦に於て、武田氏の諸將多く戦死し、甲州の武威これよりして衰ふ。戦終るの後、信長は美濃に残れる武田氏の諸城を抜き、家康は駿遠を平定せんことを約す。尋で家康岐阜に赴きて信長を訪ひ、長篠援助の勞を謝せり。(國史大辭典)

第二十六課 鎌倉

要旨

本詩は鎌倉に於ける名勝・古跡・古社寺に對して無限の懷古の情を歌つたのである。從つて本詩に於てはそれ等を深刻に味得さるを以てその要旨とする。

教材

一、文字

七里が濱	稻村が崎	剣	古戰場	極樂寺坂	觀音	露坐	大佛	雪の下道
御社	上る	大いてふ	世々	若宮堂	御恨	七百年	興亡	英雄
墓	建長・圓覺	古寺	山門	鎌倉宮				
				松風				
				音				

二、語句

「鎌倉」——神奈川縣にあつて古跡・古社寺に富み、且つ自然の勝景にも富んだ地である。「七里が濱」——鎌倉郡腰越から東稻村崎に至る海岸。「稻村が崎」——七里が濱の東方にある崎。「名將」——新田義貞のこと。「剣を投ぜし古戰場」——元弘三年五月、新田義貞が鎌倉に攻め入ると、敵陣を見ると、北は切通まで山高く、路嶮しき上に木戸を構へ、垣櫓を搔いて數萬の兵陣を並べて居り、

南は稻村が崎で、沙頭路狭きに、浪打際まで逆木を繁く引懸けて、沖合四五町の間、大船を並べて櫓を搔いて櫂矢に討たうと構へて居る。そこで義貞は馬から飛び下つて、胄を脱いで海上を遙かに伏拜み、龍神に向つて、「傳へ聞くに、日本開闢の主、伊勢天照大神は、本地を大日の尊像に隠し、垂跡を滄海の龍神に顯はし給うたと。我が君その苗裔として逆臣の爲に西海の浪に漂ひ給ひ。義貞、今臣たる道を盡さんために、斧鉞を取つて敵陣に臨むは、其志偏に王化を資け奉つて蒼生を安からしめんためである。仰ぎ願くば、内海・外海の龍神八部、臣が忠義を鑒みて、潮を万里の外に退け、道を三軍の陣に開かしめ給へ」と至信に祈念して、其の帶べる金作の太刀を抜いで海中に投じた。此の祈念や龍神納れ受けられたのであらう。其の日の入方に稻村が崎、俄かに廿餘丁干上つて平砂となり、兵船も潮に誘はれて遙かの沖合に退いた。こゝに於て義貞は命令一下鎌倉に攻入つたといふ古戰場である。「極樂寺坂」——今鎌倉の極樂寺坂切通といふのがそれである。「長谷觀音」、「露坐の大佛」、「由比の濱」、「八幡宮」——備考部参照。「大いてふ」——石磴の左側に在る。大いさ數抱、枝葉鬱蒼として實に數百年を経た大樹。承久元年(紀元一八七九年)正月二十七日、將軍實朝、右大臣拜賀の儀禮を行はんがために、當社に詣で、酉の刻(今の午後六時)式を畢へて退去せる際、當社の別當公曉(實朝の兄賴家の子・當年十九歳)が此の木陰から躍り出て實朝を害したといふ歴史をもつた大樹である。「若宮堂」八幡宮の下宮で、仁德天皇外四神が祀つてある。「しづのをだまき返へし」

——これは「しづやしづ、しづのをだまきくらかへし、昔を今になすよしもがな。」といふ一首の一部分である。「今までたつた年月をもとにかへして、再び夫義經と共に暮したい、さても逢ひたい。」といふ意味を歌つたのである。「かへせし人をしのびつゝ」——「かへせし人」は「しづのをだまきをくりかへせし人」即ち靜御前をさす。「しのびつゝ」は靜御前を思つゝの意。「鎌倉宮」——備考部参照。「盡きせぬ親王の御恨に」——「親王」は護良親王をさし奉る。こゝは護良親王が足利氏の手によつて鎌倉の土窟の中に幽せられ、後、淵邊義博のために刃にかゝつてなくなられた其の深い御恨をいふ。「歴史は長き七百年」——源賴朝が治承四年、鎌倉に幕府を開いてから、慶應三年徳川幕府が政権をかへし奉りしまで約七百年間をいふ。「英雄墓はこけ蒸しぬ」——「英雄」は源賴朝をさす。墓は鎌倉の大倉山にある。高さ五六尺ある五輪の塔である。「鎌倉幕府の創立者として一世を驚した英雄も、今は苔蒸す一基の墓にその面影を留めるに過ぎない。」といふ意味。「建長・圓覺」——備考部参照。「山門高き松風に昔の音やこもるらん」——「山門」は寺の前にある樓門のこと。「山門の側に高くそびえて居る松を吹く風の音は、恰も過ぎし昔を語つてゐるやうである。」の意味。

三、文 章

本詩は七五調で八齣からなつて居る。第一齣は

「七里が濱に出て、海邊の清らかな風光を賞しながら行くと、まもなく稻村が崎につく。こゝは昔新「極樂寺坂を越えて行くと、左の方に名高い長谷觀音の堂が間近に見える。それから少し行くと、おほひもなく、かこひもない雨ざらしの大佛が坐つてゐる。」

といふ長谷觀音堂と鎌倉大佛について歌つたのである。第三齣は

「由比の濱の風光を右に眺めつゝ雪の下を通つて行くと、まもなく名高い鶴岡八幡宮に達する。」

といふ由比が濱の風光と名高い八幡宮について歌つたのである。第四齣は

「高い石段をのぼつて行くと、左の方に古い大銀杏がある。若しこの銀杏に心あらば、遠き昔のいろの事蹟をたづねて見たいものぢや。」

といふ大銀杏に纏綿する悲哀な歴史の跡について歌つたのである。第五齣は

「若宮堂に詣ると、昔靜御前が賴朝にしひられて『しづやしづ、しづのをだまきくら返し、昔を今になすよしもがな。』と歌つて舞を舞つた、その人を偲びながら。」

といふ若宮堂に於ける悲哀な事蹟について歌つたのである。第六齣は

「鎌倉宮に參拜すると、昔、護良親王が足利氏の爲に土窟の中におしこめられて、後その毒手にかかつておかくれになつた當時の御恨のほどを察し奉ると悲憤の涙が湧きでる。」

といふ護良親王に對する無限の悲哀を歌つたのである。第七齣は「源賴朝が鎌倉に幕府を開いてから今日まで約七百年、其の間にあつた幾多の興亡も夢のやうで、當時幕府の創立者として一世を驚歎させた英雄も、今は苦蒸す一基の墓に、昔の面影をとどめてゐるに過ぎない。」

といふ鎌倉の興亡、英雄の墓に對する無限の懷古の情を歌つたのである。第八齣は「建長寺・圓覺寺等の古寺の山門の傍らに高く聳えてゐる松の下に佇むと、その吹く風に、七百年の興亡の物語がこもつてゐるやうである。」

といふ、建長・圓覺寺の山門の松風に對して限りなき懷舊の情を歌つたのである。要するに本詩は、一篇の歴史的叙情詩である。無限の悲哀的懷古の情がその生命となつて居る。限りなき感激が湧く。深刻に味得すべきである。

區 分

- 第一時 第一・二・三・四齣の學習。
- 第二時 第五・六・七・八齣の學習。
- 第三時 全文の練習及び應用

教 具

教 法

教授上の注意

一、第一時に於ては、先づ全文を一讀過させて其の全内容にふれさせ、次に各節について大體次のやうに取扱つて行く。

質疑應答——讀方檢閱——自由に二三回讀ましめる——内容について問答する——誦讀練習。「注意」第二時も大體第一時に準じて授ける。

二、第三時に於ては、大體次の順序に従つて取扱つて行く。

- 1、自由に二三回讀ませる。
- 2、質疑に應答する。
- 3、内容について問答して一層深く味得させる。
- 4、誦讀の練習を行ふ。
- 5、表現上の形式について問答する。

教 法

教授上の注意

鎌倉の地圖 大佛・八幡宮・若宮堂・鎌倉宮・土窟・賴朝の墓・建長寺・圓覺寺の繪葉書等其の他。

想定——格律——其の他。

6、練習・應用。

(イ)漢字の書取——(ロ)語句の適用——(ハ)習得から創作へ。

三、次の言葉については特に注意する所ありたい。

「しのぶ」——三通の意味があること。

(1)「思ひ考へる」、「なつかしく思ふ」——例へば……かへし、人をしのびつ。

「……御椅子など、餘りに御質素なるに、日常の御有様もしのばれて(思ひ考へられて)の如きはさうである。

(2)「がまんする」、「しんばうする」——例へば鐵眼は如何なる困をしのびてもちかつて此のくはだてを成就せんと……の如きは然りである。

(3)「かくれる」、「ひそかに」「こつそり」——例へば高徳せめては此の所有を君に知らせ奉らばやとて、夜にまぎれて、行在所の御庭にしのび入り……の如きはさうである。

「ぬ」——「悲憤の涙わきぬべし」のぬは感じを強めるためにつかつたのだから、「だ」「しまふ」の意にとらないで、單に「わくであらう。」でよいこと等。

四、本詩には言ふまでもなく鎌倉時代に於けるそれゝの史實が背景になつてゐる。でそれ等について簡明に補説し又は復起させることは甚だ賢明である。

五、本詩を授ける際、鎌倉の地圖・名勝・舊跡・古社寺の寫真又は繪葉書等を是非用意して提示し、是等と交渉して感味させることを怠らないよう注意する。

六、挿畫に於て、百十五頁の上部にあるのは鶴岡八幡宮である。石段の左側にある大樹はかの名高い大銀杏である。

備 考

鎌倉——今から約七百年の昔、源頼朝が始めて此處に幕府を開いてから、源氏三代、北條氏九代及び足利管領の世にかけて天下の政局を執つた所で、當時は我が國文化の中心地であつた。従つて町及びその附近には舊跡や古社寺が多く、此處に來り遊ぶ者は四時共に絶えない。また此地は避暑にも避寒にも適するから貴紳の別荘なども多くある。

七里が濱——腰越津村の不動の岩から東の方稻村が崎に至るまでの砂濱をいふ。もと六町を一里として計へて七里が濱といつたのである。近くに江の島を眺め、遠くに伊豆の大島を望み、秀麗な富士山の姿も天際に聳えて見える。磯傳は特別に趣がある。稻村が崎——七里が濱の東方につき出で、長さ十町ばかりある。怒濤岩に激し、風光雄大である。今は通るべき道はないが、昔は一條の沙濱があつて鎌倉への道路をなし、潮の満干によつて通じたり通じなかつたりしてゐたといふ。

長谷觀音——長谷町の西端、觀音山の半腹にあつて海光山長谷寺と號して坂東第四番の札所である。本尊は十一面觀音で、其の身長二丈六尺ある。寺の前は海に近く眺望佳絶である。境内には萩が多くある。

露坐の大佛——淨泉寺の本尊で建長四年の鑄造だといふ。高さ二丈五尺、額の長さ八尺五寸、目の長さ四尺、耳の長さ六尺六寸、母指のまはり三尺ある。圓滿な相をそなへ、我が國大佛中最も優れた作だといふ。

由比の濱——鎌倉南方海岸一帯の砂濱をいふ。白沙青松相連つて風光明媚である。また波静で遠淺であるから海水浴場として好適の地である。

鶴岡八幡宮——鎌倉町字雪の下の北なる鶴岡の上にある。應神天皇及び神功皇后を祀り國幣中社である。石段を下ると右側に一株の大公孫樹がある。承久元年正月源實朝が拜賀の式をすまして下つて此處に來た時、公曉が此の木蔭からをどり出て殺害したといふ物語をもつ所からことに名高い。

石段の左側に若宮堂がある。靜御前が頼朝の命によつて舞を舞ひ、賤やしづしづのをだまきくりかへし昔を今になすよしもがなの和歌を歌つて其の切なる情を述べた處である。

鎌倉宮——鶴岡の東方にて十町餘の所にある。官幣中社で護良親王を奉祀してある。社の後に土窟がある。親王が足利直義のために幽閉され、遂に淵邊義朝の刃に斬れ給つた處である。土窟の内は約八疊敷程あつて階段によつて出入することになつて居る。建長寺——鎌倉五山の第一で、建長年間に北條時賴が建立した。昔は殿堂壯麗で且つ雄大を以て聞えてゐたが今は頽敗して、昔の十が一を存するに過ぎない。總門をはいると山門があつて「建長興國禪寺」といふ額が掲げてある。境域は約五千坪で。本堂を初め觀音堂・開山堂等がある。

圓覺寺——鎌倉五山の第二で弘安年間に北條時宗が建立した。昔は殿堂宏壯を以て聞えしも、その後幾たびかの火災にかゝり、諸堂多く荒廢した。しかし今尙山門・佛殿等十數の棟存在して當時の盛大をおもはしめて居る。

第二十七課 飛行機

要旨

本課に於ては、壯快な飛行氣分を味はしめると共に飛行機に關する知識の一斑を得さしめるを以て

其の要旨とする。

教材

一、文字
飛行機 空 廣々 飛行場 此處彼處 大東號 場 引出され 春風 大島
君 體 笑顔 益々 態度 消失せ 震動 合圖 車輪止 取除かれ 美しく 且 格納庫
後へ 速度 突風 巧妙 上昇 昇る 上つた 下界 地上 空 如何 地上 影響 好い 其の
何鳥 景色 止つて 上つた 安定 出る 白雲 起伏 白雲の上 風
上向 好い 通話器 今日 何處 工合 一氣 益々

二、語句

「發動機」——ガソリンをたいて飛行機を動かす機械。「操縱席」——機械をあやつる人のすわる席。
 「バンド」——物をしめる皮。「晴れやかな」——はれゝした。「プロペラ」——飛行機の推進機。「車輪止」——車をとめて置くもの。「奔馬」——勢よくかけ出す馬。「格納庫」——飛行機を入れて置く庫。
 「突風」——急に吹き来る風。「眼界」目に見えるだけの世界。「氣流」——空氣の流れ。「濛々」——雲の立ちこめる有様にいふ。「通話機」——話をする機械。

三、文 章

第一節——廣々とした飛行場の此處彼處に發動機の爆音が盛に響いてゐることの記述。もう壯快な氣分に胸が躍る。

第二節——春風に翼を張つて我を待つてゐる大東號に同乗したこと、そのときの不安の心持の生滅についての記述。

第三節——いよ／＼プロペラの物凄い廻轉、機體の震動、やがて滑走、大地も走る、砂も石も無數の線となつて後へ／＼と走つて行く有様等についての記述。初めての者には初めての愉快な新経験だ。

第四節——滑走約六十メートルにして空中に浮いて上へ／＼と昇つて行く有様についての記述。愉快々々。

第五節——もう二百メートル上つた。飛行場の格納庫もだん／＼小さくなつて行く。手を擧げて萬歳を唱へてゐるらしい子供の姿、何鳥か脚下を矢のやうに通り過ぐ。下界のものは總べて美しく且鮮かに見える。機はぐん／＼昇つて行く有様についての記述。壯快、壯快。

第六節——昇るに従つて眼界は益々開けて、あたりが明るくなつて来る。もう五百メートルも昇つた。氣流が好くて機は些の搖もない。進行につれて景色の展開が緩かで、機は唯明るい大空に浮

いてゐるやうな氣持等についての記述。下界で経験の出來ない新経験だ。何と愉快、何と壯快ではないか。

第七節——千メートルにも上つた頃機體は雲に入った。あたりは濛々として何一つ見えない。雲を出るとぱつと美しい日が輝く。脚下には白雲が起伏して居る等の有様についての記述。雲上の人！下界では見るとせば夢だけ位の新経験、實に壯快の絶頂だ。

第八節——少し寒くなつて來た。機は少しも揺れない、風向も頗る好い。友は呑氣に何か歌つて居る。もう百キロばかり一氣にぶつ飛ばうといふ有様についての記述。今天上の人の呑氣と意氣が躍動して居る。

第九節——爆音益々高く、機はぐん／＼と進む有様についての記述。かの「意氣天を衝く」とは蓋しこれだらう。

本文は天空の旅行記だ。實に清新味に満つる文章だ。壯快味の躍動する一篇だ。十分味得するがよい。

區 分

第一時 第一・二・三・四節(自百十六頁七行)至百十八頁五行)の學習。

第二時 第五・六節(自百十八頁五六行)至百二十頁五行)の學習。

第三時 第七・八・九節(自百二十一頁六行)の學習。

第四時 全文の練習及び應用。

教具

飛行機の掛圖 其の他。

教法

教授上の注意

一、第一時に於ては、先づ全文を一讀させて、その全内容にふれさせ、次に各節につき、大體次の順序によつて取扱つて行く。

質疑應答——内容について問答——誦讀練習。

〔注意〕第二・三時に於ても大體第一時に準じて授ける。

二、第四時に於ては、大體次の順序によつて取扱つて行く。

- 1、自由に一・二回讀ませる。
- 2、質疑に應答する。
- 3、内容について問答する。

(文章部をも參照して、飛行のとき空界・下界の有様等を十分味得させる。)

4、誦讀の練習を行う。

自由に——また指名して。

5、文章を鑑賞的に批判させる。

6、練習・應用。

(イ)漢字書取——(ロ)語句・語法等の適用——(ハ)其の他。

三、練習・應用の際、次のやうなことも是非課する所ありたい。

(1)類語の比較

發動——活動 氣持——心持 通話——通信 無類——無限

(2)假名遣

奔馬のやうな勢 くらゐ 見える 飛ばしませう

四、次の語句は特に注意して授ける。

「影を投げながら飛ぶ」——「影を投げる」とは「形をうつす」の意味であること。

「一氣にぶつ飛ばしませう」——「ぶつ」は意味を強めるためにつけた語で、之を接頭語といふこと。

「ばかり」——これには「ぐらる」と「だけ」の二つの場合の意味があること。

(イ)百キロメートルばかり一氣にぶつ飛ばしませう。(ぐらるの例)。

(ロ)いろ／＼の物の形がごた／＼と耳にはいり目にはいるばかりで何が何やらさっぱりわからなかつた。(だけの例)。

五、本課は壯快な飛行氣分を味はしめるを中心とし、傍ら飛行機に關する知識を得せしめるといふ考で取扱つて行く。

六、著者曰く本文は「所澤より」(尾崎・吉田共著)、「飛行機のち話」(上甲二郎著)等を参考し、滑走其の他に關する數字等は總べて現在の實際を調査して起稿したものであるけれども、操縦の技術は日を追うて進歩することであらうから、實際教授の際は其の發達に従つて適宜訂正する所ありたいと。

七、插畫中、上方の飛行機はアンリオ式練習機(八十馬力——ローン發動機裝置)、下方のはサルムソン式偵察機(二百六十馬力——サルムソン發動機裝置)である。また地上の中央に近い角形建築物は鐵製飛行機格納庫で、其の左方の小建物は天幕式飛行機格納庫である。更に左方にある旗の如きものは風の方向を知るための吹流である。

備 考

航空に關する知識

一、航空行政——わが航空行政は、内閣の下にあつて、陸軍・海軍・逕信・文部の各省の所管に分擔されて居る。

陸軍省の所管には、航空課と陸軍航空部がある。航空部は更に本部と補給部とに分かれ、陸軍航空學校と航空検査官とは本部の管轄に屬し、六箇の陸軍飛行大隊及び氣球隊も各師團と聯繫して本部の所管下にある。補給部は所澤各務ヶ原の補給部支部を始め各陸軍飛行大隊に對する機材その他の補給を監督する。

海軍省にあつては、軍務局航空課・艦政本部海軍航空研究所・艦隊航空隊の三つに分かれ、艦政本部と各鎮守府聯繫の下に各海軍工廠・造兵廠の航空機製作所及び横須賀・佐世保・大村・霞ヶ浦の各海軍航空隊がある、霞ヶ浦には航空研究所の設備があつて各種航空機・操縦・觀測・偵察・寫眞等の研究に從事してゐる。

通信省所管としては航空局あり(別項航空局記事參照)

文部省の所管には東京帝國大學に航空講座・工學部航空課と航空研究所とある。京都大津間の舊逢坂山隧道を利用して航空機の細密試験をやつてゐるのは研究所の事業である。

臺灣總督府所管下に臺灣理蕃警察飛行班がある。屏東に飛行場を有し、時々生番の威嚇飛行をなしてゐる。

二、陸軍航空學校——埼玉縣所澤町にある。本部・教育部・材料部・教導中隊に分れ、研究部は更に左の四班に分れて居る。

(一)操縦班——各科將校下士並に飛行機操縦の基本及應用操縦術を教授し、駆逐・偵察・爆撃の三科に分る。

(二)機關班——各科將校下士及兵卒に發動機並に各種航空用計器類の構造取扱法を教授する。

(三)偵察班——偵察將校の養成・操縦者の偵察觀測演習・下士卒には無電並に空中寫眞術を教授する。

(四)射擊班——空中射手の養成及航空機用機關銃の取扱法と地上よりの航空機射擊法を教授する。

操縦術及機關學は主として所澤の航空學校本校に於いて教授し、千葉縣印旛郡千代田村の下志津分校では偵察・觀測及び特別學生に無電と空中寫眞を教へ、三重縣度會郡北濱村の明野ヶ原分校に於ては主として空中戰闘に必須な機關銃射擊を特別學生に航空機用機關銃の取扱に關する學術を教授する。

三、陸軍飛行隊——次の如くである

陸軍飛行第一大隊(岐阜縣各務ヶ原)

同 第二大隊(同 所)

同 第三大隊(滋賀縣八日市) 同 第六大队(朝鮮平壤)

同 第四大隊(福岡縣太刀洗) 陸軍氣球隊(埼玉縣所澤)

同 第五大隊(東京府立川)

海軍航空隊——次の如くである。

海軍航空隊(神奈川縣橫須賀)

同 (長崎縣佐世保)

海軍氣球隊(神奈川縣橫須賀)

艦隊航空隊

五、遞信省航空局——東京市麹町區大手町にある。此の局は軍事航空以外の航空事業に對する指導・保護・獎勵及取締、その他所謂民間航空事業に伴ふ各種施設を掌ることになつて居る。民間飛行の進展如何は一に航空局の指示如何によるといつてもよい位である。同局の所定事業概要は左の如くである。

(一) 民間飛行操縦士養成——大正九年以來所定の體格並びに學術試験に合格したものを陸軍航空學校、横須賀海軍航空隊に委託して民間飛行操縦士の養成に努めてゐる。大正十二年度卒業生(陸軍委託十名海軍委託五名)十五名の中七名は陸軍關係就職、三名は民間航空事業に従事、二名は航空局職員となり、その他は海軍關係就職・現役下士志願・陸軍士官候生志願各一名といふ状況にある。

(二) 航空團體等へ獎勵保護——民間航空事業補助獎勵費を帝國飛行協會へ下附して、日本人所有の航空機補修費の補助航空事業に從事中傷害を受け又は死亡した操縦士、若くはその遺族に對する金員の授與を充てさせてゐる。尙航空事業獎勵費は懸賞飛行大会その他の費用にあてることになつてゐる。

(三) 操縦士免許と航空機検査——航空取締規則の制定に伴ひ、航空機操縦士免許規則並に航空機検査規則を公布し、これを實施してゐる。

航空局の三分課とその所管別は左の如くである。

第一課——機密事項、職員任命、官印保管文書接受・發送・職譯、會計登記、並に航空事業の保護獎勵に關する業務

第二課——航空機の検査・操縦士の認定及製作事業・飛行場・航空地圖・氣象等の實施並に保護

第三課——航空團體の取締、國際航空法令等すべて法令に關する業務

尙大阪遞信局内に航空局出張所がある。東京本局の監督を受け幾内以西の民間航空事業の保護獎勵並に飛行機の検査等に從事してゐる。

六、帝國飛行協會——東京市麹町區有樂町にある。此の會は大正二年四月廿三日當時の日本航空協會と帝國飛行協會との合併により成立したもので、翌三年九月廿六日財團法人組織の認可を得、久邇宮邦久王殿下を總裁に仰ぎ、本部を東京麹町區有樂町に置き、各府縣に支部を設け、七年六月廿四日には國民飛行會と合併し、八年六月には萬國飛行協會に加盟した。同會の目的・事業は航空に關する學術・技能機具の進歩・發達・普及に努め、航空機操縦士の保護を獎勵する。先に内帑金を賜はり、或は無名の外人より多額の寄附金を受けたこともあつたが業績がまだ揚らない。

七、民間航空機及び發動機製作所

飛行機・發動機製作所

名稱	工場所在地	名稱	工場所在地
三菱內燃機株式會社	名古屋市東築地	株式會社中島飛行機製作所	群馬縣太田町
株式會社川崎造船所	神戶市兵庫尻池	日本航空株式會社	神戶市兵庫尻池
愛知時計電機株式會社	名古屋市千年町	株式會社伊藤飛行機製作所	千葉縣津田沼町
發動機製作	工場所在地	名稱	工場所在地

三菱内燃機株式會社

名古屋市東築地
神戸市兵庫尻池

東京瓦斯電氣工業株式會社

東京府荏原郡大森町

藤倉工業株式會社

東京府荏原郡大崎町

株式會社氣球製作所

東京府荏原郡大崎町

八、民間飛行機操縦術練習所

株會式社伊飛燕行機研究所
日本飛行學校
日本中央飛行學校
株式會社福長飛行機製作所
宮城飛行協會
第一航空學校千葉縣津田沼町
東京府立川町
靜岡縣濱松市
靜岡縣掛塚町
仙臺市名掛町
神奈川縣鶴見潮田安井航空機研究所
玉井飛行場
安藤飛行練習所
日本航空輸送會社
日本航空輸送研究所京都府須知町
神奈川縣生麥
愛知縣旭村新舞子
大阪木津川飛行場
堺市大濱新公園

九、民間飛行場

群馬縣新田郡尾島町(陸)
帝國飛行協會大阪市西區船町(木津川飛行場)(水陸)
逓信省航空局愛知縣知多郡旭村(水)
安藤孝三川西龍三
安井莊次郎神奈川縣鶴見町瀬田(陸)
宗里悅太郎
神奈川縣鶴見町字生麥(陸)
玉井藤一郎
靜岡縣磐田郡掛塚町(陸)
福長淺雄
名古屋市東區東築地(陸)
三菱內燃機會社愛知縣知多郡旭村(水)
安藤孝三
大分縣速見郡別府町(水)
川西龍三
京都府船井郡須知町
安井莊次郎

小川三郎

種別	記録	時日	場所	飛行機	操縦者
高 度	七、〇〇〇米	大正十三年六月廿九日	神奈川縣鶴見町瀬田(陸)	宗里悅太郎	
速 度	二六〇基米	大正十年五月廿一日	神奈川縣鶴見町字生麥(陸)	玉井藤一郎	
空 返	一一時三五分	大正九年四月二十日	靜岡縣磐田郡掛塚町(陸)	福長淺雄	
滞 留	一、〇〇〇基米	大正九年四月二十日	名古屋市東區東築地(陸)	三菱內燃機會社	
連 絡 路 途 長 距 離	五〇四回	大正十一年五月廿七日	群馬縣新田郡尾島町(陸)	帝國飛行協會	
宿 返					

(以上の記事大正十四年の毎年鑑による)

第二十八課 大國民の品格

要旨

本課に於ては大國民として保持すべき品格について知らしめ、これが修養と體顯を獎めるを以て其の要旨とする。

教 材

一、文 字

大國民の品格	外國	中	舉止	外人	等	未だ	詳	國人	交へ	國民
元來	各自	行爲	所以	公德	度量	大切	等	佛閣等	舟・車	國民
宿る	群集	押退け	等	中	獨り	夜	高聲	他人	安眠	國民
文明國民	老人・長者	幼者・不具者	席	個人	等	間	是等	停車場	手荷物	國民
合札	下車驛	間違	圖書館	書籍	葉書	送り来る	期日	違ふる	宗	國民
教 等	如何	國力	先進國	徒に	所以	負ふ	同胞	大帝國		國民
一言・一行の間										

二、語 句

「品格」——品位の高い性格をいふ。「舉止」——ふるまい。「容儀」——なり。又はふう。「公德」——公衆の衛生を重んじ、社會の規律を尊び、公共の物品を大切にする等、總べて公衆の利害を考へて、其の行爲をつゝしむ所の德儀をいふ。「度量」——思慮深く廣くしてよく物事に寛容なるをいふ。「文

明國民」——「文明」とは人智が開け進み、百般の事物よく整ひ備つて、野蠻的狀態に遠ざかつてゐるのをいふ。「長者」——目上の人。年齒・官位・門地・學德等の自分より優れてゐる人をいふ。「奥ゆかし」——輕浮又は野鄙でなく、思慮深げに見ゆるのをいふ。「公共營造物」——公衆の便益のために經營し又は設立した物をいふ。「文明の利器」——世の文明によつて得たる重寶なもの。汽車・汽船・電信・電話・電車・電燈をいふ。「合札」——「わりふ」の類。二つの木片又は金屬片などに同一の番號を記し、證印を間に捺しながらして、その一方を荷物などの預主に渡し、他をとどめて置いて、後で合せ見て渡すといふ風に、後の證據となすものをいふ。「人種」——地球上の人類の種屬。骨格・皮膚・言語等の異同によつて黒人種・黃色人種・白色人種の三つに區別し、或は黃色人種・白色人種・銅色人種・黑色人種・褐色人種の五つに區別する。「宗教」——吾人が人生に超越せる崇高偉大なものを畏敬する感情に起因し、之を人格化して崇拜し、信仰し、憑りて慰藉・安心・幸福を得て以て人生の缺陷を補はんとするもの。從つて一面には禮拜が生じ、他面には命令の權威を生ずるものである。今日最も勢力あるは佛教・基督教・回々教・猶太教等とする。「文化」——こゝは世の中の開け進むこと。即ち文明開化の意味にとつてよい「先進國」——我が國より進んでゐる國即ち先輩國をいふ。「畏敬」——おそれ敬ふこと。「同胞」——兄弟・國民。

三、文 章

本文の構想は次のやうに成つて居る。

第一節 大國民の品格を高めんには殊に公徳と度量に意を用ひること。

第二節 公徳の意義と公徳的事柄について(其の一)。

第三節 公徳的事柄について(其の二)。

第四節 公徳的事柄について(其の三)。

第五節 度量について。

第六節 我が國民の覺悟。

隨つて第一節に於ては、

1、外國に行つて、汽車・電車中に於ける乗客の舉止、道行く人の容儀、外人に對する態度等を見ると、まだ其の國情を詳にせず、まだ其の國人と一語を交へないでも、其の國民の品格が知られる事。

2、元來國民は個人の集合であるから、個人各自の行爲をつゝしみ、品格を重んずるは即ち國民の品位を高める所以であること。

3、國民としての品位を高めるには、殊に公徳と度量の二つについて意を用ひること。

等の諸點を。第二節に於ては、

1、公徳とは、公衆の衛生を重んじ、社會の規律を尊び、公共の物品を大切にする等、總べて衆人の利害を考へて其の行爲をつゝしむ德義をいふのであること。

2、隨つて市街・道路を不潔にし、官廳・學校・神社・佛閣等の建築物をけがし、公園の樹木を折取るが如きは、公徳の低きを示し、大國民の品格を傷けること。

等の諸點を。第三節に於ては、

1、道を行くにも、舟車に乗るにも、旅館に宿るにも、自ら公衆に對する禮儀があること。

2、衆人群集の場所で他人を押退け、汽車・汽船等の中で我のみ廣き場所を占め、旅館で夜遅くまで高聲を發して他人の安眠を妨げるが如きは文明國民のなすべきことないこと。

3、老人・長者のために道を譲り、幼者・不具者のために席を與へるが如きは、個人として國民として誠に奥床しきこと。

等の諸點を。第四節に於ては、

1、汽車・汽船・電車等の交通機關、博物館・圖書館等の公共營造物にあつては、敏捷と規律とを尊ぶものであるから、之に對する諸種の規則を固く守ること。

2、英獨人はこれ等に對しては、よく規律や約束を守ること。

等の諸點を。第五節に於ては、

1、外國人に接するには、人種・宗教・風俗・文化等の如何を問はず、等しく之を親愛し、親切を以て遇するは大國民の度量であること。

2、國力我に劣れる國民を見て輕侮の念を以て之を迎へ、先進國の國民に對して徒に畏敬するが如きは、國民の度量低きを示す所以であること。

3、かくの如きは、國威を傷つけ、國交を害し、隨つて國力の發展を妨げるに至ること。

等の諸點を。第六節に於ては、

1、世界強國の國民たる名譽を負ふものは、國民としても之に相應する品格を備へなければならないこと。

2、我等幾千萬の同胞は、常に大帝國の國民たるを思ひ、一言・一行の間にも、大國民の品格を高める用意あるべきこと。

等の諸點を明確に知得し自己化し、かくして體顯しなければならない。

區 分

第一時 第一・二節(自百二十一頁八行)の學習。

第二時 第三・四節(自百二十三頁二行)の學習。

第三時 第五・六節(自百二十四頁九行)の學習。

第四時 全文の總括的練習及び應用。

教 法

教授上の注意

一、第一時に於ては先づ全文を一讀過させて其の全内容にふれさせ、次に各節について大體次の如く取扱つて行く。

質疑應答——主要の語句・語法について問答——讀方を正し——自由に二・三回讀ましめる——内容について問答する——讀方の練習(自由に——また指名して)。

〔注意〕第二・三時に於ても第一時に準じて授ける。

二、第四時に於ては大體次の順序によつて取扱つて行く。

- 1、自由に一・二回讀ませる。
- 2、質疑に應答する。
- 3、内容について問答して一層明確に其の要點を知得させる。
- 4、一・二回誦讀させる(よく内容を意識して)。
- 5、思想の表現について問答する。

構想——叙式——文體——其の他。

6、練習・應用。

(イ)漢字の書取——(ロ)語句・語法の適用——(ハ)其の他。

三、練習・應用の際、次のやうなことも是非課する所ありたい。

1、語句の比較

容儀	——態度	品格	——人格	行爲	——行動	敏速	——敏活	國威	——國光	發展
——進步	名譽	——名聲	個人	——團體	輕侮	——畏敬	……等。			

2、文語を口語になほさせる。

態度等を見れば 詳にせず 一語を交へずして 品格の知らるゝものなり 品格を高むる所以にして 殊に意を用ふべきは公徳なりとす 大國民の品格を傷つくるものなり 安眠を妨ぐるが如きは文明人の爲すべきことにあらず 與ふるが如きは 奥ゆかしきことなり かくの如くんば 國力の發展を妨ぐるに至るべし 品格を備へざるべからず 用意あるべきなり

四、本文は文語體で記述してあるから、之を口語文に直す力の附與についても忘れないやう注意する。

五、本文は大國民として具備すべき品格について説いたので、世界の五大強國の中にあるべき我が

國民に對しては大切な教材であるから、其の考で取扱ふ所ありたい。

第二十九課 ピット

要旨

本課に於ては、小ピットの天分的聰明と偉大な功業と熱烈な國家心に對して知得させ、深く感銘させるを以てその要旨とする。

教材

一、文字	
破竹	勢
小ピット	一身
庭	對抗
出で	大政治家
下院	實に
若年	軍人
此の頃	第二子
幾分	老ピット
年若い	子
期	第一
盛で	大
病床	勝
十	大
年	勝
前後	大
久しい間	勝
極力	大
荒狂ふ	勝
起つ	大
力めた	勝
宿志	勝
十分	勝
益々	勝

二、語句

「ナポレオン」——西暦一七六九年にフランスのコルシカ島に生れ、一時イギリスを除く外、全歐洲を征服した大偉人である。西暦一八二一年に永眠す。時に年五二。「破竹の勢」——竹を破る時の様な盛な勢をいふ。「馬蹄にふみにじつた頃」——馬の蹄にかけてふみにじつた頃。即ち征服した頃の意味。「決然」——思ひ切つて。「ナポレオンに對抗する政策をとつた」——一方大陸諸國と共同してナポレオンを破ると共に、他方イギリスの海上權を維持せんとする政策。「世事」——世間の出來事。「ケンブリッヂ大學」——英國のロンドンにある名高い大學。オクスフォード大學と並び稱せられて居る。「ラテン語」——昔のローマの言葉。「卒倒」——急に倒れること。「推重」——尊び重んずること。「好奇」——ものづき。「聲望」——評判。「信望」——世の人の信用。「ネルソン」——英國の海軍の名將。今から百十九年前トラファルガーの海戦に於て、名譽の戰死をとげ、遂に敵ナポレオンの大海軍を全滅させた。時に年四十七。「トラファルガー」——大西洋に突出してゐるイスパニヤの岬である。この岬の沖の方に於て大海戦が行はれたのである。「ワーテルロー」——ベルギーに在る。英將ウエリントンとナポレオンと會戦した古戰場である。

三、文章

本課は英國の大政治家として名高い彼の小ピットの生活に於ける偉業について簡明に叙述したの

である。一篇は九節から成つて居る。第一節は、佛の皇帝奈翁が破竹の勢で歐洲全土を馬蹄にかけて踏みにじつたに對して、英國の運命を一身になうて決然奈翁に對抗する政策をとつたのはウイリアム・ピットであつたことについて叙述したのである。一篇の總叙である。

第二節は、ピットは軍人として、又政治家として畏敬されたウイリアム・ピットの第二子で、世人は父を老ピット、子を小ピットと呼んで區別したことについて叙述したのである。

第三節は、ピットは世に稀な天才の人であつたこと。幼時から深く學問に熱中したこと。また世事に對して、屢々 賢明な考察と思慮ある判断を下して兩親を驚かせた事について叙述したのである。即ちピットの聰明についての叙述である。

第四節は、しかしピットは生れつき病弱で兩親をして心配させたことが一通りでなかつたこと。幼年の教育は専ら、家庭で行つたこと。年十五にしてケンブリッヂ大學に入學したこと等について叙述したのである。即ち彼の教育についての叙述である。

第五節は、ピットの非凡の才は大學で忽ち認められたこと。其の最も得意としたものは數學であつたこと。ギリヤ語やラテン語の熟達も實にすばらしいものであつたこと等について叙述したのである。即ち彼の非凡の才能についての叙述である。

第六節は、ピットの二十歳の時、彼の父が世を去つたこと。彼は父の偉業をつぐことを以て一生

の目的としたこと。父はまた我が子の自分よりも更に偉大であるを知つてゐたこと等について叙述したのである。即ち彼の生涯の目的についての叙述である。

第七節は、父の歿後二年餘を経て下院の一議席を占めるに至つたこと。下院の處女演説に於て萬場の聽者を感歎させたこと等について叙述したのである。即ち彼の最初の下院生活の成功についての叙述である。

第八節は、ピットの聲望は日を追うて高まり、年二十五にして内閣を組織したこと。彼が餘りに若年で國民は幾分不安の念を以てその内閣を迎へたが、然し當時の英國の政界は彼の天才にまたなければならない事が多かつたこと。彼の信望は年と共に加つて、遂に前後十九年の久しう間、總理大臣の椅子を占めたこと等について叙述したのである。即ち彼の政治生活の偉大と成功についての叙述である。

第九節は、ピットは最も苦心したのはナボレオンとの對抗であつて、彼は病弱の身を以て能く國難に當り、一方には熱烈に國民の愛國心を鼓舞し、また一方には名將勇卒を國外に送つて、荒狂ふナボレオンの征服に力めたこと。しかし天は此の偉人に齶をかさず、四十七歳を一期として世を去つたこと等について叙述したのである。即ち彼の國家的最大苦心と無限の愛國心についての叙述である。

區 分

- 第一時 第一・二・三節(自百二十五頁七行) 至百二十六頁七行)の學習。
第二時 第三・四・五節(自百二十六頁八行) 至百二十八頁九行)の學習。
第三時 第六・七・八節(自百二十八頁十行) 至百三十一頁九行)の學習。
第四時 第九・十節(自百三十二頁十行) 至百三十三頁三行)の學習。
第五時 全文の總括的練習及び應用。

教 具

歐洲地圖 ピットの肖像等。

教 法

教授上の注意

一、第一時に於ては先づ全文を一讀過させて其の全意義にふれさせ、次に各節について大體次の順序によつて取扱つて行く。

1、質疑に應答する。

2、主要の語句・語法等について問答する。

3、讀方を正し、各自由に二・三回讀ませる。

4、内容について問答して深く味得させる。

5、誦讀の練習を行ふ(自由に――また指名して)。

〔注意〕第二・三・四時に於ても大體第一時に準じて授ける。

二、第五時に於ては、大體次の順序によつて取扱つて行く。

1、自由に一・二回讀ませる。

2、質疑に答へる。

3、内容について問答する。

部分生命について――全生命について。

4、誦讀の練習を行ふ。

5、表現上について問答する。

構想上――叙式上――其の他。

6、練習・應用。

(イ)漢字の書取――(ロ)語句・語法等の適用――(ハ)其の他。

三、練習・應用の際、次のことも是非課する所ありたい。

1、類字・類語の比較

破――波――彼　洲――州　勢――熱――熟　察――祭――際　勞――營　熊――

考――苦――若　率――卒　考――慮――成――長――成――育　心――配――不――安　演――說――講――演

2、次の假名遣に注意させる。

征服しよう　おとうさんのやうに　成人するであらう　よはされたやうで

4、次の語句については特に注意させる。

「馬蹄にふみにじつた」――軍隊をもつて征服したといふ意味。

「世を去つた」――世の中から姿を消すといふことで、死んでしまつたといふ意味。

「年と共に」――年が一年一年と進むと一しょにの意味。即ち毎年毎年といふに同じ。

「日を追うて」――日が毎日毎日進んで行くのを、追つかけての意である。即ち毎日毎日といふに

同じ。

「議席を占める」——議員になつた意味。

「舌をまく」——驚くの意味……等。

五、本課を取扱ふ際、老ビット・ナポレオン・ネルソン・ウエーリントン等について簡短に其の傳記について話す所あるも賢明である。

六、本課に於ては、小ビットの聰明と偉功と國家心について深く感銘させるを中心として取扱つて行く。

七、練習・應用等が、若し時間不足のために不完に終るやうであつたら、家庭課題とし、或はもう一時間延長してもよい。

備 考

老ビット

イギリスの大政治家。西暦一七〇八年コーンウォールのボコンノックに生る。幼より病氣を患へ學業を卒へず。又生涯活動の累をなしき。一七三五年初て議會に入り、カオルボーラ内閣を攻撃して餘す所なし。一七四六年アイルランド租稅局次長に任じ、次で陸軍中央金庫局長及樞密院議長となりしが、一七四六年ニューカッスル内閣の外交を誹謗して其官職を失ふ。七年戦役起るや内閣大臣に列し、デヴォンシア公を總理とし自ら實權を握りて快腕を振ふ。其一意祖國にのみ忠にして王の私領ハンノフェルの利を顧みざるや、一時職を罷められしも、全國民の輿望によりて復た大政を掌り、フリードリヒ大王の勇武に感じ、盛に軍資を給してこれ

を効け、又同時にフランス軍を諸植民地に撃破して遂に印度・カナダの領有を確實にする基を開きしが、一七六一年十月ビュート伯の入閣によりて辭職し、ホイッグ黨首領として内閣攻撃の急先鋒たり。一七六年聯合内閣を組織し、又チャタム伯爵を賜りて上院に入る。一七八八年十月建康狀態日に非なるを以て、退隱し復た官に就かず。されど憂國の赤誠は政府の不當なる對アメリカ政策に勃發し、「イギリスは植民地に課稅する權利なし」とて主に植民地の爲に辯護せしが、一旦植民地がフランスと同盟し、時の政府これがために大に平和説を唱道するに至るや、一七七八年頻死の伯は病を冒して上院の演壇に登り、帝國の分裂とフランスに対する大ブリテン國の屈辱とを敢てせんとする政府の軟弱を痛罵し、激昂の餘り、其場に失神し、後、數日にして五月十一日遂に歿す。ビットは偉大なる政事家にして、其倨傲不遜、時に友人の不快を買ふことありしとはいへ、其愛國の丹誠、過効なる雄辯、其端嚴剛毅なる性格は、敵をして賞讃せざる能はざらしめきと云ふ。歿するや、ウエストミンスター寺院に國葬せられ、なほ國費を以て記念像を建て、其の負債を償却し、將來永くチャタム伯の稱號に三千磅を附することとなれり。(一七〇八年生—一七七八年歿)

小ビット

前者の次男。ケントに生る。初めケンブリッヂに學び、一七八一年下院議員に選出せらる。年甫めて二十二。ホイッグ黨に屬し、ノース内閣の對アメリカ植民政策を攻撃し、其顛覆を促進す。又審査律の廢止。舊教徒の放釋。選舉區改正等を唱へて其名を顯す。一七八二年出納尙書としてシエルバーン内閣に入り、其後フォックスの斷乎たる政敵となる。翌年ノース及フォックスの聯立内閣成るや、大に其印度案を痛撃し、遂に上院に於て其否決を見る。尋で國王ジョージ三世ビットをして内閣を組織せしむ。時に年甫めて二十五。乃ち新印度案を提出し、東印度會社を王の任命する監督官廳に屬せしむ。又鋭意財政を整理し、一七八六年フランスと有利なる通商條約を結ぶ。フランス大革命起るに及び、ビットはバーク等と共に激烈にこれに反対し、民主的思想のイギリスに波及するを防ぐため、言論・集合・出版の自由を拘束し、人身保護律を一時廢するに至る。フランスの革命議會視て人類の敵となす。ビットの政策は、一方大陸諸國と共同して、フランスを破ると共に、他方イギリスの海上權を維持するに在り。而してフランスとの連年の戦争に莫大の軍資を出して聯合諸國を助け、これがために財政の困難を來し、租稅を高め、國民の疾苦を招きしも、海上に於ては即ちフランス及其與國の植民地を奪ひてイギリスをして世界に雄飛獨歩せしむるを得たり。ビット、アイルランドの

亂を鎮壓して嚴厲を極め、一八〇〇年全くこれをイングランドと併合す。但し同島の舊教徒放釋の議王に容れられず、翌年職を辭す。アッデントン内閣これに代り、フランスとアミアンの和を結ぶ。一八〇三年フランスとの戦争亦開く。翌年ピット再び内閣を組織し、第三回歐洲大聯合を作りてフランスに當る。然れども過度の劇務のため、虛弱なる身體を害し、一八〇五年聯合軍アカス・ルリツに敗るゝの報至るや感動的餘り残す。(一七五九年生——一八〇五年歿)

——以上日本百科大辭典に據る——

第三十課 太平洋

要旨

本課に於ては、世界の注目の焦點たる太平洋、殊に我が國と最も關係深き此の海洋を紹介して、以て興國的・發展的氣象を喚起するを以て其の要旨とする。

教材

一、文字	
太平洋	東
全陸地	南北
水上	岸
人々	其の中
果近く	西
三千年	南北
大日本帝國	南極大陸
三千年	北極海
行通ふ船	東西
東西	南北
幾千艘	南北
水底	東西
十六世紀	東西
無盡	南北
寶庫	南北
榮	南北
國民	東西
雄々し	南北
猛く	南北
生ひ立つ	南北

二、語句

「海溝」——海の底が溝のやうになつて深い所をいふ。「エペレスト」——印度の北、ヒマラヤ山脈の中にある高峯。「十六世紀」——西洋の年代はイエス・キリストが死んだ年を紀元として數へ今年(大正十四年)は西暦一九二五年である。而して紀元元年から一〇〇年までを一世紀、一〇一年から二〇〇年までを二世紀といふふうに數へて行く。従つて今は二十世紀となる。でこゝに十六世紀とは一五〇一年から一六〇〇年までの間をいふ。「初頭」——初めの頃 「マゼラン」——フェルナンド・マゼランのことと、西暦一四八〇年頃ボルトガルに生れた人。成長後官吏となり、印度・モロッコ等の殖民地に赴任し、後、本國に歸り、地理學・天文學の大家ルイ・ファレヨ等と世界一周の大企畫を立てた。併し自國では到底承認される見込ない所から、イスバニヤ國王チャールス五世を說いて許可を得、イスバニヤの名の下に一五一九年九月二十日、其の途に上つた。時は實にコロンブスが新大陸發見後二十八年目であった。マゼランは多くの困難を冒し、先づ大西洋を横斷し、南アメリカの沿岸を南下して、今のマゼラン海峡を通過し、太平洋に出で、フィリピンに航したが、此の地で土人のために悲惨な最期を遂げた。時は一五二一年四月二十七日であつた。(山に發後一年八ヶ月目に當る)「榮ある」——ほまれある。「雄々しく」——男らしく。「猛く」勇ましく勢よく。「此の手

に探らん」——吾等の手で探らう。

三、文 章

本文は世界注目の焦點たる、また我が國と最も關係深き太平洋の位置・廣さ・深さ・價値及び我等の覺悟について説述したのである。一篇は四節から成つて居る。第一節は、先づ「海洋の王、太平洋」と呼びかけて、そのもとに太平洋の位置と廣大な廣さについて説述したのである。第二節は、同じく先づ「海洋の王、太平洋」と呼びかけて、そのもとに幾百の注ぐ河、幾千の浮ぶ島、海溝の最も深き所等について説述したのである。第三節は、矢張先づ「海洋の王、太平洋」と呼びかけて、そのもとに幾千の行通ふ船、水底を走る十幾條の電線、マゼランによつて開かれた無盡の寶庫、各國人の注目等即ち其の價値について説述したのである。第四節は、矢張先づ「海洋の王、太平洋」と呼びかけて、そのもとに永き歴史に飾られた我が大日本帝國の位置、雄々しく生ひ立つた我が國民のもつて行くべきの覺悟等についての叙述したのである。

要するに本文は存續の永遠な我が國民に對しては永遠の知識であり永遠の警告である。理知と興奮を以て讀んで、聰明に目覺めなければならぬ。

區 分

第一時 第一・二節(至百三十三頁五行)の學習。

第二時 第三・四節(自百三十三頁六行)の學習。

第三時 全文の總括的練習及び應用。

教 具

世界地圖

教 法

教授上の注意

一、第一時に於ては、先づ全文を一讀過させ、次に各節につき大體次の順序によつて取扱つて行く。

- 1、質疑に應答。
 - 2、主要の語句について問答。
 - 3、讀方を正し、自由に一・二回讀ませる。
 - 4、内容について問答する。
 - 5、誦讀の練習を行ふ。
- 〔注意〕第二時に於ても、大體第一時に準じて取扱ふ。
- 二、第三時に於ては、大體次の順序によつて取扱ふ。
- 1、自由に一・二回讀ませる。

2、質疑に應答する。

3、内容について問答して一層深く理解させる。

位置——廣大な廣さ——深い深さ——無盡の寶庫——世界の注目——日本國民の覺悟等。

4、誦讀の練習を行ふ。

自由に——また指名して、

5、批判を行ふ。

内容上の批判——表現上の批判。

6、練習・應用。

(イ)漢字の書取——(ロ)語句・語法の適用——(ハ)其の他。

三、練習・應用の際、次のことも是非課する所ありたい。

1、文字・語句の異同の比較

深——探 繢——讀 盡——書 書——畫 興——興 水底——海底 天與——天授

歷史——履歷 初頭

2、語句の適用(短文作爲)。

ひたし 更に 初頭 … の果近く 雄々しく 生ひ立ち

四、「更に」は普通三つの意味がある。隨つて適用に於てもその三つの場合を書かしめる所ありたい。
1、「新しく」の意味——一島未だ去らざるに一島更にあらはれ、水路きはまるが如くにして、また忽ち開く。

2、「もつと又は一層」の意味——面積の大は地球の三分の一を占めて、全陸地より更に廣し。

3、「すこしも」又は「まつたく」の意味——手傳をするものが一人へり二人へりして、はては又村人全體が此の老僧から離れるやうになつた。けれども老僧は更にとんちやくしない。

五、本文の記述振は一寸型變りであるから、特に表現上についても批判させる所あるがよい。

六、本文は文語體であるから、之を口語文になほす力の附與について忘れないやう注意する。

七、本文は既に言つたやうに、現代世界的に注目されて居る太平洋について説述し、最も關係深き我が國民の理解を十分にして、輿國的・進進的氣象を喚起しようといふ作者の考であるから、その積りで取扱ふ所ありたい。

第三十一課 白洲の燈臺

要旨

本課に於ては白洲燈臺の創建者たる岩松助左衛門の純美なる公共的活動を感味させ、傍ら燈臺に關

する知識の一斑を與へるを以て其の要旨とする。

教 材

一、文 字

白洲	シラス	小倉	コ克拉	西北	セイホク	海中	カイチュウ	洲	ス	シモノセキカイケン	下關海峽	グワイナウ	外洋	セトナカイ	瀨戶内海	ナガハマウラ	往來	ワタライ	此の邊	ヨ	
此處	ココ	何等	ナンダ	暗夜	アンヤ	洲	ス	一朝	イツテク	海中	カイチュウ	洲	ス	シモノセキカイケン	下關海峽	グワイナウ	外洋	セトナカイ	瀬戸内海	ナガハマウラ	
掛	カカリ	岩松助左衛門	イバマツスネザエモン	度々	スラジ	嵐の夜	アラシヨ	風荒れ	カゼアラ	波怒	ナミイカ	船夫	センブ	難破	ナンバ	憂目	ウキメ	長濱浦	ナガハマウラ		
十數名	ジヌスメイ	上	イ	數日の間	スラジ	其の中	アラシヨ	直に	スグ	救助船	キウワヨセン	出した	ダ	荒波	アラナミ	木の葉	コ	貫か	クルマ		
元年	ガワンネン	風波	フウハ	幼稚	エウヂ	其の上	ソウ	息	イキ	辛抱	シンバク	文久	ブンキウ	騒	サワギ	其の中	メイド	明治	メイヂ	アラナミ	
度々	タダビ	手當	テアテ	是等	コレラ	調達	テウダツ	私財	シザイ	投出す	ナゲタ	翌年	ヨクネン	幾度	イクダビ	十分の一	フブン	一世人	セジン	浦	ウラナミ
方々	タタカ	急ぐ	イシグ	翌年	ヨクネン	志	コロザシ	其の後	カナダ	危地	キチ	忍ぶ	シブ	募集	モクシ	一步々々	イシボ	一歩々々	イシボ	浦	ウラナミ

二、語 句

「白洲」——小倉の西北海中にある洲。「洲」——水中に出てゐる砂地。「目標」——めじるし。「難破」——船が岩に乗上げたり、風雨に出あつたりすること。「憂目」——つらい目。「長濱浦」——長濱の海岸。「嵐」——ひどい風雨のこと。「玄海灘」——九州の北方にある海。「文久二年」——紀元二五二二年今から六十三年前に當る。「藩廳」——昔時大名の領地を藩といひ、その藩内の政治をなす役所を

藩廳といつた。「新政府」——明治政府のこと。「三千兩」——兩は金の單位で昔は一兩二兩と數へた。今の一圓二圓といふに相當する。「危地」——あぶない場合。「恩賞」——純美な行爲をほめて物を賜はること。

三、文 章

第一節（白洲は小倉の西方約十マイルの海中にある洲で……難破の憂目を見ることがしばしばであつた。）——は、白洲燈臺の位置と此の附邊の難航について記述したのである。難航！難破！之が助左衛門の社會心躍動の對象物なのである。

第二節（小倉に近い長濱浦に、難破船の掛を務める岩松助左衛門……しきりに心をくだいてゐた。）——は、助左衛門が度々航海者の難破するを目撃し、どうかして此の悲惨を取除かうと、心を千々に碎いてゐたことについて記述したのである。助左衛門の絶間なき同情の惱みが深刻にあらはれて居る。

第三節（或嵐の夜、またも白洲の暗礁にふれて難破した船があつた。……其の中の五人が息が絶えてゐた。）——は、或嵐の夜の難破と悲惨な難船者について記述したのである。此の難破、此の悲慘事が助左衛門をして、どうしても辛抱出來なくさせたのである。

第四節（助左衛門はいよいよ辛抱が出來なくなつて、奮然燈臺建設の事を思ひ立つた。……

新政府へ燈臺建設の事を願ひ出た。翌年許可が下つた。——は助左衛門が遂に奮然と起つて燈臺の建設を計畫し、藩廳に願つた所許された。しかし幕末の騒で頓挫した。明治の世になりて更めて新政府に願つたにその翌年許可されたことについて記述したのである。こゝに尊き救助者の限りなき喜が湛うて居る。

第五節（風波の荒い離れ島に燈臺を建設しようとするのは今でさへ容易なことではない。……：それは難破船がある度に救助を命ぜられて手當を受けることが多かつたからである。）——は助左衛門は世の人々の同情に訴へて大資金の調達に着手したが、意外にも浦々の人々は自己の立場から反対したことについて記述したのである。こゝに救助者の限りなき苦心と漁民の低級な考とが見える。

第六節（助左衛門はどうかして是等の人々を納得させようと、尙熱心に説いて廻つた。……：一步々々事業を進めていった。）——は助左衛門がそれ等反対者を熱心に説得し、その爲漁民の怒にふれて屢々危地に陥つた。が彼はさうした困苦をも忍んで資金の調達に努力して一步々々と事業を進めて行つたことについて記述したのである。こゝに救助者の層一層の苦心と層一層の努力とが深刻にあらはれて居る。

第七節（政府の方でも燈臺新設の必要を感じて、其の調査を始めた。……感歎して止まな

かつた。）——は一方政府の方でも燈臺新設の必要を感じ其の調査を始めたが、白洲へ視察に來た役人が助左衛門の一身を捧げて難事業に當つてゐるのを見て感歎して止まなかつたことについて記述したのである。こゝには助左衛門の純高な活動が役人に認識された所である。

第八節（明治四年、政府は助左衛門の事業を引上げて其の完成を急ぐことになつた。……：其の子に手厚い恩賞を與へた。）——は其の後白洲の燈臺が政府の手によつて完成を急がれたが、助左衛門は其の完成の喜を見ないでつひに不歸の人になり、政府は深く彼の篤志と功績をよみして、其の子に手厚い恩賞を與へたことについて記述したのである。こゝには天は今少し彼に生存の時を與へて貰ひたかつた恨がある。がしかし我が子への恩賞に對しては、地下の彼には無限の感謝があらう。また完成に對してやがて満足の微笑もあらう。

第九節（白洲燈臺は其の後政府の手で完成され……今も航海者の貴い目標となつてゐる。）——は白洲燈臺が其の後、愈々政府の手で完成されて今も尚航海者の貴い目標になつてゐることについて記述したのである。あゝ白洲燈臺。これは岩松助左衛門の至高至美的公共的活動を永遠に物語つてゐる表徴である。

區 分

第一時 第一節（自百三十四頁五行）の學習。

第二時 第二・三・四節(自百三十五頁六行至百三十七頁五行)の學習。

第三時 第五・六節(自百三十七頁六行至百三十八頁十行)の學習。

第四時 第七・八・九節(自百三十九頁七行至百四十頁七行)の學習。

第五時 全文の總括的練習及び應用。

教具

日本地圖

白洲燈臺の寫眞

教法

教授上の注意

一、第一時に於ては、先づ全文を一讀過させて全内容にふれさせ、次に各節につき、大體次の順序によつて取扱ふ。

質疑應答——主要の語句・語法等についての問答——讀方を正し、自由に二三回讀ましめる——内容についての問答——讀方の練習——其の他。

〔注意〕第二・三・四時に於ても大體第一時に準じて授ける。

二、第五時に於ては、大體次の順序に従つて學習させる。

1、自由に一・二回讀ませる。

2、質問に答へる。

3、内容について問答し、一層深く味得させる。

部分生命から全生命へ。

4、誦讀の練習を行ふ。

自由に——また指名して。

5、批判

内容上——形式上。

6、練習・應用。

(イ)漢字の書取——(ロ)語句・語法の適用——(ハ)其の他。

三、練習・應用の際、次のことも是非課する所ありたい。

1、語句の比較

通行——通過 難儀——困難 建設——建築 建設——破壊 航海——航海者

洋——内海 完成——未完

2、次の間に答へさせる。

イ、此の文の生命とする所は何か。

口、それは文のどこに表はれてゐるか。

四、本文を取扱ふ際、燈臺に關する知識を簡明に話すことも無用でない。そのため時間が不足するやうであつたら更に一時間割いてよい。

五、本課を取扱ふ際、岩松助左衛門の略傳について話す所あつても差支ない。しかし私共は本書にかいてあるだけを十分味得させ、傍ら適宜に燈臺に關する知識を與へることにした。従つて備考にはそれ等に關する事柄の二三を参考にまで載せて置いた。

備 考

燈臺の知識

燈臺の起源と沿革

天智天皇の三年對馬壹岐及び築紫沿岸に炬火を焚き、遣唐使船の目標としたのが吾國燈臺の嚆矢である。爾後各所に篝火を設け、舟行の便にそなへて難破を防いだ。慶長十三年能登國羽咋郡日野吉三郎が同郡福浦港に石造の小塔を建て塔籠を作り、これを油紙で覆つて燈火を點じたがこれが我國燈臺に油燈を用ひた元祖である。

その後オランダ人に接して多少國外の事情も知れ、各所に高燈籠式の燈明臺を設けるやうになつた。彼住吉神社々頭や、嚴島神社社頭の高燈籠の如きは常夜點火して舟船の目標に供したものであつた。その後ペルリ提督の黒船來航によつて鎮國は破られ、慶應二年五月英佛・蘭・米四國と締結した江戸條約第十一條により、左記の燈臺及び燈船を設置することとなり、外人技師を聘して建築施工をすることとなつた。この結果として日本で最初に竣工し點燈をなしたのは觀音崎燈臺で、時は明治二年一月一日のことであつた。

燈臺(八ヶ所) 相模觀音崎・劍崎・安房野島崎・伊豆神子元島・紀州櫻野崎・潮崎・大隅佐多岬・長崎港外伊王島

燈船(二ヶ所) 本牧(横濱港外)函館

(備考) 江戸條約第十一條 日本政府は外國貿易の爲開きたる各港最寄船出入の爲燈明臺、浮木及瀬印木を備ふべし。

航海標識の種類

燈標には燈臺・燈竿・燈船(現在我國になし)・道燈・柱燈立標・柱燈浮標の別がある。

書標には立標・陸標・導標・浮標・浮の別がある。

霧警號には霧笛・霧鐘・霧砲・爆發・信號・水中信號の別がある。

信號には船舶通船信號・潮流信號の別がある。猶燈臺中には船舶通報(通過報信號報)を取扱ふものがある。

燈火の種類

燈質には不動燈・閃光燈・單閃・二連閃・三連閃・四連閃の別があり、レンズを回旋するものと閃光器を用ひてゐるものとがある。

光源には電燈・石油蒸發白熱燈(チャンス式)・ルツクス式・アセチリン(瓦斯燈・高壓低壓)(アセトン瓦斯燈・ヒンチ瓦斯燈)石油燈。

燈臺の等級

等級は一等より六等まであつて、それ以下を等外即ち無等と稱してゐる。この等級の區分はレンズの内徑の大小を標準として定めたもので、一等の焦點距離は九二〇(耗内徑約一間)である。レンズを容れる燈籠もこれに準じて設計建設するものである。

明弧と光達距離

明弧といふのは燈光を照射させる方位角度をいふものである。即ち位置により四方を照す必要あるものと、又岬角のある場所の海面のみを照せばよいものとがある。此明弧中に暗礁等のあるときは異色光をもつて此區域を示す裝置をする。之を分鏡と言つてゐる。

燈光の達する距離は地球が球形であるのと、空氣の透過率とにより、又燈火の高さとその燭光力(照光器を透して發する光力)とによつて制限せられるものである。これ等の各關係の下に計算してその得たる最小數を取るのである。但し告示の距離は海上十六

尺五寸の高所から認識し得ることを標準とする。

照光器

光源を増大して、最も有利に發光せしむるため用ひるもので、折射玻璃及び反射鏡等を用ゐる。折射玻璃には不動式のものと回轉式のものその他色々の種類があつて、大小それゝ相違がある。

行政上の管轄

航路標識の事業は遞信省の所管であつて、その内工事と保守に關する事項は航路標識管理所で管掌されてゐる。又朝鮮、臺灣樺太及び關東州の植民地は官制上各獨立してこれを施設してゐるが、樺太及び關東州内には遞信省の管理に屬してゐるものもあつて些か不統一である。但し樺太廳經營の二燈臺は大正十一年四月遞信省の所管に移つたので本島は現在では統一されたこととなつた。明治以前では燈臺は幕府や各藩及び私人で任意に建設し經營してゐた。維新後もこれ等に私設を許し、且その獎勵方針をとつたが、その建設費及び燈臺費を補ふために入津船から金品を徴したが船舶側ではその徴求に苦しみ全くこれを營利とするものあつて弊害を生じたので明治十八年六月太政官布達によつて私設を禁じ、既設の燈臺の存置は燈臺費徵收の許可年限のあるもの以外は總て明治二十八年限りとせられた結果、私設は年と共に滅滅して明治四十四年十二月肥前呼子港口鷹島燈臺の廢止を最後として、私設燈臺は、國にその跡を絶つたのである。尤も同燈臺はその後呼子村立として點燈を繼續し、更に政府に寄附し大正四年現在のコンクリート造アセチリンガス燈に改築せられた。

燈臺用品

用品の大部分は輸入によつたが明治二年七月燈明臺局に工場を附設し、後年と共に擴張整備したのでレンズを除く外の重なる機械燈器の製造修理をした。この工場は明治廿三年四月から特別會計制度の下に獨立經營であつたが、大正五年四月航路標識管理所に合併された。因にこの工場は明治初年における我國の機械製作品の總てを製作した最文明的工場として後年横須賀海軍工廠その他他の源をなしたものである。

レンズの製作

レンズは照光器として燈臺用品中の主要部分であるが、これは從來専ら佛國ソーラー・ハケレー又はバビエーベナート會社及び英國チャーンス會社等から輸入してゐたので、關稅、運賃、保險料や荷造費に甚だしき失費あり、且納品期限が遠いので不便を招いたが、五等型以上の閃光レンズは大正九年内地において製作され、大正十年には玄海灘沖島燈臺用一等閃光レンズ、同十四年には野島の岬燈臺用二等閃光レンズを完成するに至つたので、こゝに燈臺用品はレンズの材料品なる厚ガラスを除いて總て自給自足の境地を開くことが出来たのである。

著名なる燈臺

レンズは照光器として燈臺用品中の主要部分であるが、これは從來専ら佛國ソーラー・ハケレー又はバビエーベナート會社及び英國チャーンス會社等から輸入してゐたので、關稅、運賃、保險料や荷造費に甚だしき失費あり、且納品期限が遠いので不便を招いたが、五等型以上の閃光レンズは大正九年内地において製作され、大正十年には玄海灘沖島燈臺用一等閃光レンズ、同十四年には野島の岬燈臺用二等閃光レンズを完成するに至つたので、こゝに燈臺用品はレンズの材料品なる厚ガラスを除いて總て自給自足の境地を開くことが出来たのである。

霧笛設備大要

霧警號は霧中信號ともいひ、霧雪等の天候晦冥の時か、或はこれ等のため燐光を遮り燈臺の効果を失する場合に音響を以て航海船に警戒を與へその位置を知らしめる用をなすものである。これの原動機としては石油發動機、販入ガス電動機等を用ひて空氣壓搾器によつてタンクに貯氣し時計式の開閉式によつてその貯氣を吹鳴器に通じ一定時間受響せしめラツバによつて更にその音響を擴大して遠距離に達せしめるものである。又燐光數の最大なるものは同じくドイツのヘリゴラード四千三百萬燐光である。

標識の將來

第三十一課 白洲の燈臺

飛行機、飛行船に對するいはゆる航空燈臺又は航空標識の發達は益々盛んとなるべく、又無線電信、電話を航路標識に應用して、船舶と燈臺間の通信を交へ、又は霧中信号その他に用ひ海運の益々利便を計るに至るべきはこゝに贅言を要しないところである。燈臺附近に起つた海難慘事については幾多の悲劇がある。往年紀州櫻野崎燈臺におけるトルコ軍艦エルトグロール號の難破の如きその著しきもので、今日その當時の溺死者をまつる墓碑を同燈臺の傍に見るるのである。又私設燈臺には傳ふべき私人の功績が甚だ多い。私財を燈臺に投じ困苦を極めた荒井敬信の掛塚燈臺におけるが如き又能登福浦燈臺の日野吉太郎の如き或は土佐早浦燈臺の小川知新的如き鷹島燈臺の中山敦の如き又は白洲燈臺の岩松助左衛門の如き孰れも世の龜鑑とうたはるべき功績をのこしてゐる。(サンデー毎日——吉田興山)

第三十二課 我が國旗

要旨

本課に於ては、我が國旗の崇高な特色、其の掲揚の場合、其の輝きの範圍等について知らしめ、之を尊重し、愛慕するの念を涵養するを以て其の要旨とする。

教材

一、文字	
國旗	各
特色	純白
旭日	昇天
大使館・公使館・領事館等	國籍
不易	萬物
化育	大君
表す	慶弔
國民	表す
等	各
國體・國風	表し
國民性	合する
如何に	象
地	眞に
日章	表へ

二、語句

「國旗」——國家の象徴として用ひる旗。「徽章」——しるし。「國風」——國の有様。國の風習。「理想」——理性によつて想像せる目的。到達せんと考へてゐる終局。兒童には到達しようとしてゐる高い目的といふ意味にして知らしめる。「抱負」——心に抱いてゐる望み。「崇高」——氣高い。「日章」——日の丸のしるし。「直截」——一目見て分る。「國民性」——國民一般が有して居る性情。「不易」——變らない。「連綿」——連續して絶えないこと。「化育」——萬物の互に生死見滅しつゝ生ひ育つて、其の生を遂げ、以て變遷し進歩するをいふ。「仁德」——仁愛の徳。「大使館」——大使が事務を取扱ふ所。大使は一國を代表し、又君主を代表して外國にある最上級の使節。其の位置公使の上に在る。「公使館」——公使が居て事務を取扱ふもの。「領事館」——領事が居て事務を取扱ふ所。領事は自國の經濟上の利益を保護するために外國に派遣される人で、大使・公使のやうに外交官ではない。「國籍」を明かにする——籍を置いてある國を明かにする。こゝでは日本臣民たるを明かにするのである。法規上國籍とは一國の臣民たる資格・分限・又は其の取得・喪失の公證をいふ。「國權」——國家の權力。

三、文 章

本文は我が國の國旗について説述したので、一篇が三節から成つて居る。第一節は、

1、世界各國にはいづれも一定の國旗があつて其の國の象徴として用ひてゐること。

2、國旗の徽章及び色彩は、或は團體・國風を表し、或は國民の理想・抱負を示す等、それ／＼に特色があること。

3、中にも我が國旗の特色は誠に崇高なそれであること。即ち

(1)純白雪の如き地に燃えるが如き日章をゑがいたのは、純美な我が國體にかなひ、直截簡明な我が國民性に合してゐること。

(2)太陽の象は、我が國號を表はすに相應し、國運の隆々として盛なことは恰も旭日昇天の勢あるを示してゐること。

(3)太陽の不易で且永遠なるは、我が皇統の連綿として極みなきを、表現してゐること。

(4)太陽の萬物を化育する力は、我が大君の廣大無邊の仁徳の表現とも見られること。

等について説述したのである。一言で言へば本節は我が國旗の崇高な特色についての説述である。次に第二節に於ては。

1、國旗は國家に慶弔ある場合之を掲げて、國民一般がその誠意を表現する。

2、また外國にある我が大使館・公使館・領事館等は之を掲げて我が國家を代表する。

3、また海外に航行する船舶も之を掲げて其の國籍を明らかにする。

等について説述したのである。一言で言へば國旗を掲ぐべき場合についての説述である。次に第三節に於ては、

1、我等は日章旗を仰ぎ見た時、そこに燃えるが如き熱烈な愛國心が湧くこと。

2、我が國旗のなびく所、國旗の影さす所は、

(1)我が國權は我等を保護し、

(2)我が國威は我等を飾つてゐること。

等について説述したのである。一言で言へば彼が國旗の勢力について説述したのである。要するに本文に於ては

1、我が國旗は永遠性を表徵して居る。隨つて我が國家の生命は天地と共に悠久であること。

2、我が國旗は君徳の高大無邊を表徵してゐる。隨つて國民は永久に幸福であること。

3、我が國旗は普遍と永久を表徵して居る。隨つて其の動き輝く所に世界人類の平和と幸福があること。

4、我等はかうした國旗に對しては尊重の至念と愛慕の至情とを惹き起して、そこに最高善の

生活を營むこと

がその生命となつて居る。此の點を理解し、感銘する所に読みの眞實がある。

區 分

第一時 第一節(自百四十一頁八行至百四十二頁二行)の學習。

第二時 第二・三節(自百四十二頁三行至百四十三頁一行)の學習。

第三時 全文の總括的練習及び應用。

教 具

國旗 國旗を掲げた大使館等の繪葉書、其の他。

教 法

教授上の注意

一、第一時に於ては、先づ全文を一讀させて、其の全内容にふれさせ、次に各節について大體次の如く取扱ふ。

1、質疑に應答。

2、主要の語句・語法等について問答。

3、讀方を正し・自由に二三回讀ませる。

4、内容について問答する。

國旗の意味——我が國旗の特色……等。

5、誦讀の練習を行ふ。

自由に——また指名して。

〔注意〕第二時に於ても大體第一時に準じて授ける。

二、第三時に於ては、大體次の順序によつて取扱つて行く。

1、自由に一・二回讀ませる。

2、質疑に應答する。

3、内容について問答し一層深く理解し感味させる。

我が國旗の特色——掲揚の場合——國旗の勢力……等。

4、批判

内容上の批判——構想上の理解と批判。

5、練習・應用

(イ)漢字の書取——(ロ)語句・語法等の適用——(ハ)其の他。

三、練習・應用の際・次のことも是非練習する所ありたい。

1、語句の異同の比較。

重大——重要 明瞭——簡明 不易——不變 永久——永遠 化育——成育 表示
——表明 廉弔——吉凶

2、次の語句の適用(短文作爲)。

象徵 崇高 不易 連綿として 化育 影さすきはみ

四、次の語句は特に注意して、其の意味と用法に習熟させる所ありたい。
純白雪の如し 燃ゆるが如き日章 燃ゆるが如き忠愛の情 旭日昇天の勢 我が國威は

我等を飾る 其の國々の象徵として

五、本文は文語體であるから、之を口語に譯する力の養についても怠らないやう注意する。

六、作者曰く、國旗に對する國民の尊重の念と愛慕の情とは、國家の發展生長に密接の關係がある。本課は義務教育に於ける國語教授の最終の課として、第一卷卷頭の「ハタ」と照應して、右の精神を涵養せんとする考の下に選定したのであると。で其の積りで取扱ふ所ありたい。

七、本文を授ける際、我が國旗の制定、取扱上の心得、外國々旗に對する注意等について更に補説することは甚だ賢明である。

備 考

國 旗

今日一國家を形成する國々にして、國旗の制定せられざる所なし。國旗は實に國家を代表する標識にして、其の徽章、色彩にはそれゝ深き意義あり。今我が國を始め主なる諸外國の國旗に就いて述べん。

雪白の地に紅の日の丸をゑがける我が國の國旗は、最もよく我が國號にかなひ、皇威の發揚、國運の隆昌ながら旭日昇天の勢あるを思はしむ。更に思へば、白地は我が國民の純正潔白なる性質を示し、日の丸は熱烈燃ゆるが如き愛國の至誠を表すものともいふべきか。

イギリスの國旗は、今日の形式を具ふるまでに幾多の變化を重ねたるものなり。元來イギリスは、イングランド・スコットランド・アイルランド三國の合同して成れる國家にして、先づイングランドとスコットランドと合するや、白地に赤十字の徽章ある前者の國旗と、藍地に斜白十字の徽章ある後者の國旗とを合して一旗となし、更にアイルランドの加はるに及び、白地に斜赤十字の徽章ある其の國旗を合せて、遂に今日の如き形式をなすに至れり。

アメリカ合衆國の國旗は一定不變の部分と、變化を許されたる部分とより成る。即ち赤、白合はせて十三條の横筋は、獨立當時の十三州を表するのにして、永久に變化することあらざれども、藍地中の星章は、常に州の數と一致せしむるを定めとす。現今は星章の數四十八個なり。

藍・白・赤三色を以つて縦に染分けられたるは、フランスの國旗なり。此の三色は、自由・平等・博愛を表するものと稱せらる。

フランスの國旗が縦に三色を分ちたるに對して、黒・赤・金の三色を横に染分けたるものはドイツの國旗なり。

國旗の色彩が其の國の人種を表すものに、支那の國旗あり。即ち赤・黃・藍・白・黒の五色を横に並べたるものにて、赤は漢人、黃は滿洲人、藍は蒙古人、白は回疆人、黑は西藏人を代表するものなり。

イタリアの國旗は綠・白・赤の三色を縦に染分け、中央の白地中に王家の紋章を表せり。これイタリヤ中興の王エンマヌエル王、國土統一の時、其の家の紋章の色なる白と赤とに、統一の成功を祈る希望の色として綠を加へ、更に王家の紋章を配したものなり。

かくの如く各國の國旗は、或は其の建國の歴史を暗示し、或は其の國民の理想・信仰を表すものなれば、國民の之に對する尊敬は、即ち其の國家に對する忠愛の情の發露なり。故に我等は、自國の國旗を尊重すると同時に、諸外國の國旗に對しても、常に敬意を表せざるべからず。(國語讀本——卷十二)

日章旗の由來

我が國は古昔から太陽を尊んだ國である。(諸他の國もさうではあるが)現に天照大神が御德非常に高くましますのを日輪の如く高く尊くますと考へ、遂には一部の神道家は天照大神を象徴して日の神と考へるやうになつた。皇位を天津日嗣と申すが如き、皇族を日の御子と申すが如き、又神武天皇が孔舎衙に收れ給うた時に於て、「朕は日神の裔であるのに日に向つて弓を引いたからいけぬ。宜しく日を負うて進まん。」といはれた如き皆其の適例である。文武天皇の大寶中朝賀を受けさせ給うた時は禁庭に日月像の旗を建て、護良親王が舉兵の時は日月の像を以て其の旗とした如きは、日章の旗を用ひた著名的の事實で、其の後軍扇母衣等に多く用ひられ、元亀天正の頃には上杉武田兩氏共に之を以て其の軍の象とし、豊臣秀吉も朝鮮征伐の時には日章を艦尾に掲げた。徳川幕府では其の初め「米の丸」と稱して公儀御用船のしとしたが、嘉永十一年には三家の説議を經て「日の丸」を公儀の徽章とする事となつた。

幕末に及んでや、島津齊彬公は海軍を建設せんとし、徽章を制定せん爲「日の丸」を旗章とせんことを幕府に建議すると、閣老阿部伊勢守は閣議を經て、安政元年七月十一日各藩に令を下した。曰く、

大船製造に付ては異國船に紛れざる様日本總船印は白地日の丸の幟帆用ひ候様仰出され候。且公儀御船は白・紺布交りの吹貫中帆柱へ推立て帆の儀は白地中黒に仰付けられ候條、諸家に於ても白地は相用ひず遠方にも見分り候帆印銘と勝手相用ひ申すべく候。

越えて安政六年に至り、再び改正して「日の丸」を以て大艦御國總印と爲すの令出で、次いで又白地に「日の丸」の旗を以て御國總印と爲すの令が出たので、茲に日の丸は日本國の記章となるに至つたのである。

日章旗が正當に國旗に制定されたのは明治三年である。三年一月廿七日令して國旗を定め縦徑は横徑の三分の二、日の丸の直徑

縦徑の五分の三として西洋形汽船につけて取外すことならしめたが、一般人民は未だ多く使用しなかつたが、明治五年三月東京府の何により、祝日大祭日には一般に掲揚すべく、開港場の縣廳は常に掲揚すべき事を指令した。

以上は我が國旗の由來の大體である。

国旗に対する心得

一、國旗は大切に取扱ふこと。

二、祝日・大祭日・其の他國に慶弔ある場合に必ず國旗を掲げること。(弔意を表する爲、國旗を掲げる場合には竿球を黒布を以て蔽ひ、旗竿の上に黒布を附ける)。

三、外國國旗を我が國旗と交叉する場合は向つて右(旗竿の本は左方)を我が國旗とする。

四、外國の國旗に對しては相當の敬意を拂ひ、必ず不敬の行意あつてはならぬ(外國國旗を損壊し又は汚穢したものは二年以下の懲役又は二百圓以下の罰金に處せらる)。

五、國旗には濫に裝飾を用ひてはならぬ。

正修尋常小學讀本教授細案 卷十二 終

發行所

新潟縣長岡市表四の町(本店)
東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地
新潟市古町七番地(支店)

(京東) 振替東京二八〇九番 電話銀座五六八四番
(長) 振替東京三六一九番 電話長岡一八番
(新) 振替東京二八〇九番 電話新潟九〇三番
(新) 振替長野四〇九〇番

目黒書店



正修
案細授教本讀學小常尋
二十卷

著作者 野澤正浩
發行者 目黒甚七
印刷者 今井鐵次郎
印刷所 今井印刷所
東京市京橋區南小田原町二丁目十二番地
東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地

大正十四年十月二十八日印刷
大正十四年十一月三日發行

定價金壹圓八拾錢

263.2
104

終

